



The illustration shows two traditional Japanese stone lion statues (shishi). They are standing upright on a circular base. Each statue has a flame or fire at its feet. The lions are depicted with detailed fur patterns and are looking slightly to the right.

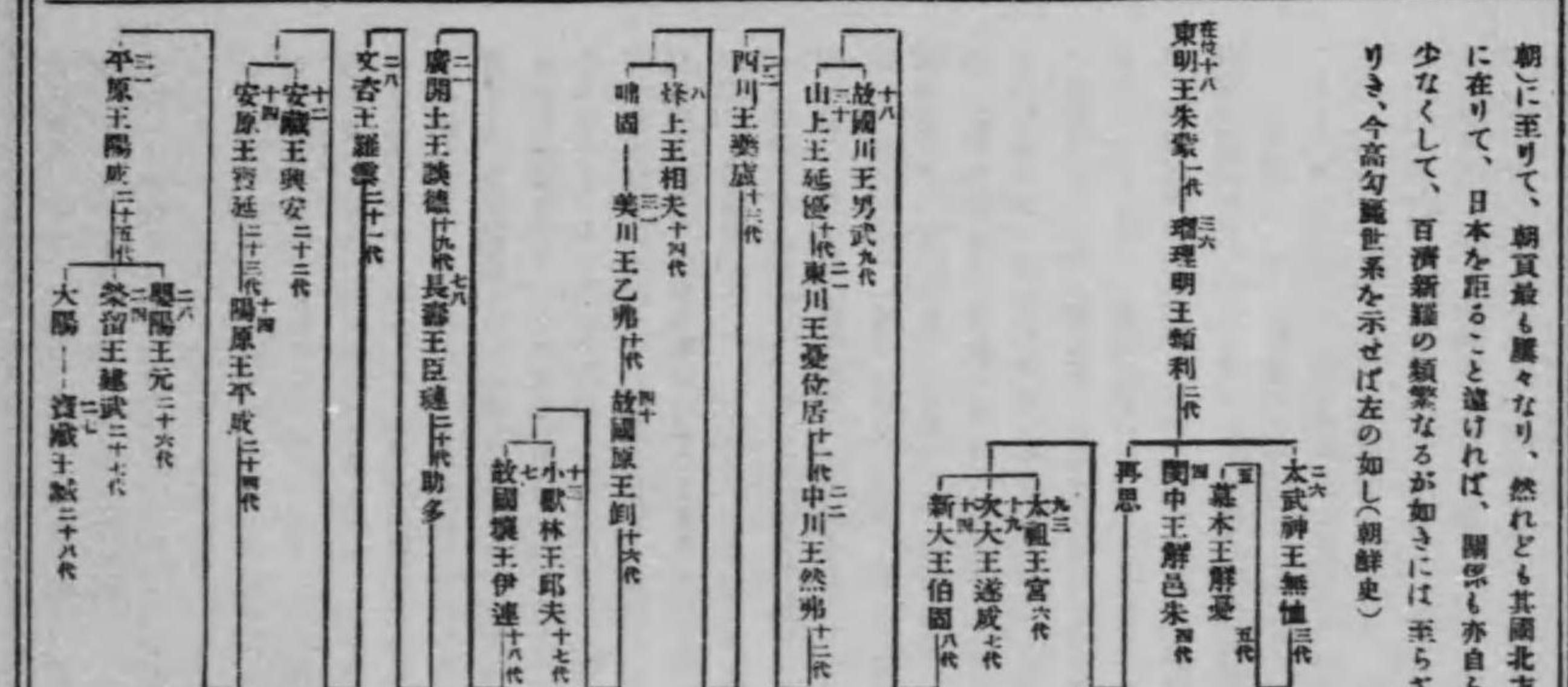
コマウ

云は非也、擬文鏡は猫でも犬でもふし、狛犬に限る事でもなし、それを神社の外に置く譲なるべし、天子にも踏の本にはなきにて知るべしとのたまへり、榮花物語にも、宮の御まへ白き御よそほひにて、大床子に御くしあげておはしまし、御丁のそばのし、こまの犬のかほつきもおそろしげなりとかけり、高近文云、宮中に毎度屏風を立らるゝ事あり、其時にも屏風の下に置て動かさらしむる鏡子といふものあり、金銅の獅子也、門前に儲るも圓を排くとき、おのれと聞ざらしむるの鏡子也、但狛犬の名狀は、火闇降命に從ふといへども、其用は鏡子也といへり、是等の説にてよく聞えたり、隼人にかゝはりたる事にもあらず、又犬にもかぎらざる事と見ゆ」と見えたり、以上數説の内、宮重信義の説はその當を得たるもの如し(狛犬考)。

コマガ

安岳上王に出づ、猶造山城に貢す、夫連王に出づ、猶近衛將監駒宿禰光時あり、光時高麗光高より世々舞曲を傳ふ、最も唐樂を善くす、光時の子則康、是より先其樂を棄て、主承正となる、源則道の養子其氏を冒し、左兵衛少尉に任す、茲に至り請ふて本姓に復し伶官たり(氏族志)

平鮮)を攻む、之を抜く能はず空く師を班す、太宗再征を企てしも、崩じて其意を果さず、唐の高宗、既に百濟を滅ぼし、高勾麗寶城王二十年(唐龍朔三年)又契苾何力蘇定方等を行軍大總管とし、高勾麗を伐たしむ、新羅の兵之に會し、軍糧を平壤に輸す、然れども風雪寒沢して人馬疲憊するを以て唐兵を引きて還る、二十五年(唐乾封元年)泉蓋蘇文死し、其子男生代る、弟男建之と權を爭ひ、男生遂に國內城に據りて唐に降る、唐之に官職を授けて鄉導と爲し、又李勣を以て行軍大總管とし、新羅王及び劉仁願等に命じて、勣が節度を受けしむ、勣進みて扶餘、大行(滿洲盛京省)の諸城を抜き、諸道の軍、皆會して鴨綠の柵に至る、麗人拒き戰ふ、勣之を敗り、遂に平壤城を圍む、こと月餘、王力支へす、男產を遣して降る、勣之を以て還る、唐乃ち王を數し、男建を黔州(支那四川省酉陽州彭水縣)に流し、安東都護府を平壤に置き、薛仁貴を以て都護とし、五部、百七十六城、六十九萬餘戸を分ちて、九都督府四十二州百縣とし、都護府之を統べ、高勾麗將帥の功ある者を擢んで、都督刺史縣令として、之を治む、始祖東明王より是に至りて、凡二十八王七百五年、實に我紀元一千三百二十九八年とす、其後唐高祖に開府儀同三司遼東都督を授け朝鮮王に封じ、又其子孫をも封じたりしが、部民漸く分散して、高氏は遂に亡びたり(文通)支那に次ぎて其關係最も多きは日本なり、高勾麗廣開土王の時に當りて、日本は新羅百濟を破りしに因て、王は之を教ひて與に戦ふ(日本紀應神天皇七年に、高麗人をして韓人の池を作らしむと云へるは、是時の伴窮なるべし)長壽王の時便を遣すと雖も、日本其表文の無禮なるを以て納れず、其後遂に使聘を通じ、或は僧徒をして入朝せしむ、寶城王の時、我孝德天皇の



コマイカブト 五枚兜

ゴマイカフト 五枚兜 鉢付の板の五枚ある兜を云ふ（「カアト」參看）、保元物語白河殿夜討條に、黒革威の鉢に、同様の五まい甲をぬくびにき云々、太平記關東大勢上洛條に、中にも長崎惡四郎左衛門尉は（中略）顯纏の鉢直垂に精好大口を張せ、紫下襷の縫に、白星の五枚兜に八龍を金にて打つてつけるを猪頭に著なし云々とあり、

コマイ又 狩犬（高麗犬） 高麗樂、壹越調卅四曲中の二、一名犬と稱す、小曲なり○序十三拍子。破十一拍子、忽十四拍子、後世序破を改めて破急と謂ふ（起原沿革）作者傳來詳かならず、相撲の節に之を用ひ、又打毬の戲の時、右方之を以て勝負の樂と爲す、越を取る毎に亂聲を發す、舞ありしかど後世絶えたり（舞曲口傳、禮樂志）

コマイ又 狩犬 神社拜殿の兩傍に、石にて跨せる獅子形を造り置きたるものをいふ、また清涼殿内御簾几帳の脇などに置きし獅子オヤシもあり（「キチャヤウ」參看）狗大につき數説あり、（一）神明遷談に、獅子狗大の事、火醤芹命の故事にはあらず、單人の事にて大聲を奏し来るまで也、南殿にかけの狗とて繪にかゝれしは邪氣を避るのしるし也、又社前に置くは狹也、跡より猛し、唐の開天皇后之を造り萬物の鎮子になされしより、日本にても之を用ひたるなり云々（二）四民本傳に、神前にあるは月前の大なり、コマへの字を略せるにて、是神戸の前の犬なればコマ犬といふ義なり、几帳の傍にも狩犬ある事は、大は恩を知り仇をむくふ、鼻利して能氣を隠さ、よく家を守りて非常のものを内に入れず、正を守り邪を防ぐものなり、（三）一説に、神功皇后三韓征伐し給ひし時、高麗に至り給へば、犬來りて先手をせしより軍旅す、みて其功を遂げ給ひし故に、其形を作りて

コマガ——コマキ

コマキ

コマキ

の樂を教ふる事を掌る(今義解)

コマカタノジンジヤ 駒形神社

陸奥國(今陸中國)勝澤郡金ヶ崎村駒形山○現今國常小社駒形神(神社數錄に、祭神詳かならずといへり)近原治善文德天皇仁壽元年神階正五位下を授け、清和天皇真觀四年に從四位下に叙せらる、明治初年國常社に列す(古事類苑神祇部)

コマキウイ 古滿休意 江戸の人、寛永十三年徳川家光に召されて薪繪師となる、古滿家の元祖なり、寛文三年九月二十九日没す、子孫代々江戸將軍家の薪繪師となる、其系統は左のごとし(工藝鑑)

○休意

久藏

コマバ——コマヒ

し、南都にてよろ／＼といふ」と見ゆ。

コマバノウヅラガリ 駒場野鶴狩

名義 江戸幕府年中行事の一、毎年十月十一月の中吉日を攝で行はる、當日は番頭番士慶匠は更なり、是に關る人々何れも華美に行粧し、番頭の支配によりて進退す、將軍は馬に乗り、若年寄以下近侍中奥の人々騎馬にて扈從し、一同立場にて馬試あり、終に狩場に至る、番頭番士等勢子を入れて攝を狩出す。

近侍の人々之間に慶を合すなり、一に小慶狩とも云ふ、終て將軍は高處の休憩所にて番頭番士以下の馬術を上覽し、後ち一同に酒肴を賜ふ(起原沿革三代將軍書報)

コマバヤクエンアンヅカリ 駒場樂園預

「ヤクエンアヅカリ」を見よ。

コマヒキ 駒章

名義 諸國の牧場より貢進せる御馬を、天皇の御覽せらるゝ儀、毎年八月行はる、十六日信濃國勤旨牧の馬十六疋を奉る、もと十五日なりしが朱雀院の御國忌に當るを以て十六日に改む、十七日には甲斐國懸坂の牧馬、二十日には武藏國小野の牧馬四十疋を奉かる、其外秩父の馬二十疋、立野の馬十五疋毎年奉る、二十三日には信濃望月の馬二十疋、二十八日には上野の馬五十疋ひかる、また其駒を逢坂の關まで、官人迎に出づる事あり、駒迎へと稱す、「アフサカノセキ」參看(卷八上原沿革につき解説)

コマバヤクエンアンヅカリ 駒場樂園預

「ヤクエンアヅカリ」を見よ。

コマヒキ 駒章

名義 諸國の牧場より貢進せる御馬を、天皇の御覽せらるゝ儀、毎年八月行はる、十六日信濃國勤旨牧の馬十六疋を奉る、もと十五日なりしが朱雀院の御國忌に當るを以て十六日に改む、十七日には甲斐國懸坂の牧馬、二十日には武藏國小野の牧馬四十疋を奉かる、其外秩父の馬二十疋、立野の馬十五疋毎年奉る、二十三日には信濃望月の馬二十疋、二十八日には上野の馬五十疋ひかる、また其駒を逢坂の關まで、官人迎に出づる事あり、駒迎へと稱す、「アフサカノセキ」參看(卷八上原沿革につき解説)

コミカドノジンジヤ 小御門神社

所在 下越國香取郡小御門村名古屋○別格官幣社
祭神 藤原師賢(「クワザンキンモロカタ」參看)、(起原沿革)初め此地に一の古墳あり、世呼んで公家塚となり(武家名目抄)

コミカドノジンジヤ 小御門神社

羽咋二郡を分與し、此城に居らしむ、五年利政除責、利長に附せしむ、因て又瓦礫をして守らしむ、寛永十六年に至りて廢城となる(三州志)

コミ 込 刀の莖を云ふ、中込(中心)とも云ふ、

柄の中に差込る故に名づく、ナカゴとも云ふ、ナカゴミの略なり(武家名目抄)

コミカドノジンジヤ 小御門神社

所在 下越國香取郡小御門村名古屋○別格官幣社
祭神 藤原師賢(「クワザンキンモロカタ」參看)、(起原沿革)初め此地に一の古墳あり、世呼んで公家塚となり(武家名目抄)

文を奏す、事はてし公卿以下次第に御馬を給はる、馬のさしつなを取りて御前に進みて一拜して退出す、殘の御馬は引分の使にて院東宮等然るべき所々に給はるなり○鎌倉の末頃より諸國の駒牽絶えて、信濃は月ばかりは、後醍醐天皇の頃まで行はれし事建武年中行事に見えたり(九條年中行事、小野宮年中行事、江戸第一年中行事祕抄、公事根源)

年中行事に見えたり(九條年中行事、小野宮年中行事、江戸第一年中行事祕抄、公事根源)

此地に一宇の草庵を造り、翌年法域を結界し、十年金堂成り、鎮守明神を勧請し、十二王子百二十社等を崇祀して、大塔造替を始む、爾來諸堂精舍漸くに創建せり、之を名づけて金剛峯寺と號す、勅して御願寺國家鎮護の道場とす、永和二年三月空海入定す、六弟定身を三山の間に安置す、今の大奥院是なり。○真然僧正空海の遺志を繼ぎ、伽藍を建設して大成せり、昌泰三年十月、延喜五年八月兩度宇多法皇奥院に幸し給ふ。後ち無空峯禪觀賢の時、三十帖墨子等の等の爲め、大に荒廢す、其後ち雅眞新親等相次ぎて出で、伽藍殿堂の興隆に務めたるを以て、治安三年には闕白道長の參詣あり、寛治二年二月、五年二月兩度白河上皇の御幸あり、實に新親は第二中興の祖たり、後ち覺鑿出で宗義を與し、大傳法院を建て、鳥羽上皇の信仰を得たり、故を以て上皇幸すること三度、保延六年覺鑿衆徒に逐はれて根來に奔る、仁安四年後白河法皇、承元元年後鳥羽上皇御幸あり、是より先後鳥羽天皇の時継阿上人あり、後白河法皇源賴朝の信頼に依り、根本大塔を修造し、供養料用途として、備後國太田庄を受く、正嘉二年後嵯峨上皇、正和二年後宇多法皇御幸あり、元弘元年大塔宮暫く山内に籠居し給ふ、延元三年後醍醐天皇賊滅の祈願あり、當國名手庄を賜ふ、正平十一年光嚴上皇、天壽五年長慶天皇潛幸あり、又足利尊氏等之を信仰して屢々安堵の御教書を下す、嘉吉年間より隣國の奸雄等領地を押奪し、山内に亂入せんとする、と屢々なり、因て山内兵甲を備へて之を防ぐ、元龜中織田信長僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む、大衆能く防ぎ之を退く、天正十三年豊臣秀吉領地を削りて武家に納れんとす、山徒應ざす、秀吉怒つて根來剝滅の勢に乘じ來攻せんとす、應其上

コンガ

人慨然衆に請うて自ら根來の陣營に至り、兵を罷めんと乞ふ、秀吉其志を憐み、押領の新地を削りて、大師の舊地を安堵す、又青巖寺興山寺の兩巨刹を創建す、茲に於て諸伽藍再び薈觀に復す、徳川氏亦猶領を安堵す、僧徒領内の政治を行ひ、江戸に參勤し、獻上拜領御朱印書替等總て、諸侯と格式を同うす、古來皇室の勅賜を始め、皇族公卿武將等の莊園を寄附せし事枚舉に堪へず、元和以降天下の諸侯悉く檀契を結び、領地二萬一千石の外、諸院へ寄する料地甚だ多し、文久三年天誅組の騒亂あり、慶應三年十二月鷺尾侍從の兵を率ゐて登山し、勤王佐幕の意を問ふ、滿山一致して勤王の意を表す、金光院(今の西宝院)を本陣として屯營し、以て近藩を鎮撫す、明治元年正月全軍大阪に向ふ、二月綸旨を賜うて天下泰平萬民安堵の祈禱を修す、四年領地及び山林に離れて孤立となる、昔時最も隆盛を極めし日には七千七百餘坊ありしと云へるが、此の創建に遭遇してより、大に減少し、加ふるに、二十一年の大火に衰頽其極に達す、爾來衆徒奮勵して復興につとめ、現存の寺院百三十餘箇寺ありと云ふ○山内を分て、壇場(一山の中央にして根本大塔、金堂、御影堂、瀧頂堂、准胝堂、東塔、西塔、鎮守孔雀堂、愛染堂、大會堂、中門等)西院谷(山内の西に在るを以て名づく、大門あり)南谷(壇場の南に在る故に名づく、勸學院等あり)一心院谷(山内の乾に在り、不動坂より登れば此谷に入る、參詣人取調所、金輪塔、不動堂あり、不動堂は建久八年八條院御願として建立する所、特別保護に屬す)五寶谷(一心院谷の東に在り、徳川祖宗靈舎福智院南院道助親王墓等あり)千手院谷(五寶谷の東に在り、千手觀音堂、無量光院、普門院等あり)本中院谷(一心院谷

ロング

の南に在り、空海住居の地なる故に名づく、金剛峯寺、大學林、六時鐘あり)谷上(東流の水源地なる故に名づく、正智院、無量壽院等あり)小田原谷(千手院の南に在り、金剛三昧院、蓮華院、安養院等あり)蓮華谷(小田原谷の東に在り、三寶院、不動院、北室院、赤松院、荘嚴堂等あり)東谷(山内の東隅に川を隔て、一區域を爲す)奥院(一の橋より摩尼山に至る二十餘町の間を總稱す、燈籠堂、骨堂、一切經藏、御廟等あり)に分る、今壇場以下著名なるものにつきて概説すべし○金剛峯寺 本中院谷に在り、真然僧正の廟所たり文祿、元年豐太閤母堂天瑞寺殿の爲めに、與山上人に命じて此地に一巨刹を建立し、剃髮寺と號す、翌年落成し母堂の片號を取り、青巖寺と改む、即ち當刹の舊跡なり、時に那賀郡に於て一萬石の領地、並に造營料米一萬石を賜へり、三年三月秀吉母公の法會を修す、四年七月豊臣秀次當時柳の間に於て自裁し殉死六人あり、江戸時代一山の貫主寺と爲し、累世寺務擔校住持す、乃ち青巖寺領として三千石を充て、内千石を擔校贍料とす。爾來皇室皇族及び公儀の諸法會は、當寺乃至大塔金堂に於て之を修行す、明治元年九月太政官達を以て三派を廢し、金剛峯寺の舊號を復し、青巖寺號を他に移し、當寺を以て即ち金剛峯寺とせらる、爾來猶一山貫主の住寺たり○大門 金剛峯寺の總門、一山の大手にて、西口に在り、初空海西下五町計の所に華表を建て、大門とせしが、保延の末年再建し、寛喜二年此處に移して樓門に造る、嘉祐三年成功す、正平年間再建、後村上天皇勅して修營料を賜ふ、天正五年五月、野火の爲めに累焼す、慶長年間應其上人豐太閤の遺命に依りて造營す、元祿元年正月權夫の薪火の餘燼より炎上す、十三年五月造營、十六年九月上棟、寶永二年八月十七日

に生れ住せしが、十三年斑鳩宮に移御給ひし後、舊宮を島佛師に給ふ、佛師依て天皇の御爲めに佛像堂塔を作り、賞賜せられたる近江國坂田郡水田二十町を寺領とす、歴代編年集成に、用明天皇詔して鞍作に近江國坂田郡水田二十町を賜ふ、佛師之によりて天皇の御爲めに金剛寺を作るとなせど、今類聚國史に頼ぶ(大和志料)

に生れ住

（當行野天）
を鳥佛師に給ふ、佛師依て天皇の御爲めに佛像堂塔を作り、賞賜せられたる近江國坂田郡水田二十町を寺領とす、歷代編年集成に、用明天皇詔して鞍作に近江國坂田郡水田二十町を賜ふ、佛師之によりて天皇の御爲めに金剛寺を作るとなせど、今類聚國史に頼ぶ（大和志料）

コンガウジ 金剛寺

河内國錦部郡
(今南河内郡)天野村大字下里○天野山と號す 宗二日
真言宗、仁和寺末寺○本尊大日如來 迦陵頻迦 寺傳によれば、聖武天皇の勅願を以て、僧行基之を草創せりと云ふ、四百餘年を経て大に荒廢せしを、二條天皇永萬元年、高野山僧阿觀、後白河法皇に奏して寺を再興す、承安元年法皇更に高屋憲貞に命じて造營し諸伽藍悉く成る、法皇親ら金剛寺と名づけ、勅額を賜ふ、今の山門の額は即ち是なりと云ふ、翌二年阿觀始めて御影供を行ふ、治承二年金堂を建立す、四年源貞弘歸依して、先祖古傳の私領を割きて當寺に安す、後ち貞弘死し、石川判官代源義兼、同四至の安堵狀を與ふ、後ち八條院御領となす、是より以後女院、法親王攝家等の歸依深く、此等に關する文書今に現存せり、建保三年嘉陽門院、本寺を以て女人高野を禰す、元弘三年大塔宮の令旨を受け、摂磨西河庄を新總料所として賜へり、是より後醍醐天皇の崇敬深く、建武二年天皇東寺の佛舍利九粒を當山に納め、延元元年勅願寺となし、和泉大島庄を下附す、興國元年後村上天皇和泉國和田庄を寄す、又慶々四至寺領の國役等を免除したり、正平七年三月北朝の三上皇亂を避けて當山に行幸す、九年十月後村上天皇賀名生より此地に移り、食堂を以て御所とし給ふ、月見

て作り、其の上に
端、五段なるを

心寺と金剛寺

コンガウシン

金剛神

佛教にて佛法を守護する神

護する神、手に金剛杵(武器)を持し如來の一切祕密事述を知り、五百夜叉神を仕役して佛法を擁護す、金剛密迹天と云ふ、金剛を持する故に執金剛神と云ふ、梵語に跋闍羅波賦(バジャラ・ハニ)と言ひ、金剛手と譯す、昔王夫人千子を生む、第二の夫人二子を生む、一は梵王となりて千兒に轉法輪を請ひ、次は密迹金剛神となりて千兒の教法を護せんと願ひたりと云ふ、又一說に昔王千子を生む、其の中王子神王となりて、千佛法を護せんと誓へり、是を金剛と云ひ次を力士と云ふと、今寺門に立つる二神(即ち二王)の左なるは金剛、右なるは力士なりと、或は左右を通じて金剛力士と號すと云ふ(佛教いろは辭典)

コンガウシヨ

金剛杵

僧侶修法の具、多

く眞言宗にて用ふ、又五胡杵とも云ふ、鐵、或は銅にて作り、其兩尖きの獨頭なるを獨鉢、三股なるを三鉢、五股なるを五鉢と云ふ、又九股なるもあり、杵は印度の武器なり、金剛杵は菩提心の義にして、此の杵を持せされば佛道成就し難し、此の杵は能く二邊を

コンガウアフジ 金剛峰寺

十四年

地圖にて中道に勢ふ中は十六苦商位なり亦十六空

(堂會大) 宇天保の火災に罹り、弘化五年再建せり○大會堂
七間半四面、本尊阿彌陀如來、觀世音菩薩、兩界曼荼羅、文殊菩薩、烏羽法皇御追福のため、承安安元の頃五社齋院の建立する所なり、元は東別所上乘院内に在りて、蓮華乗院と號す、治承元年西行法師に命じて此地に移し、長日談議の會場とす、壇場に大法會ある時は、大衆此堂に會して行列を整ふ、堂宇天保の大火に罹り、弘化五年再興せり○三昧堂 二間四面、本尊金剛界大日如來、當山第六座主濟高大僧都創建、常に理趣三昧を此堂に修す、因て名づく、其後宣寺に屬す、西行法師當堂を修造して、常に行法す、故に西行堂とも云ふ、天保の火災に焼失し、弘化年間再建す○金剛三昧院 小田原谷に在り、建暦中二位尼、賴朝菩提の爲め、行勇長老に命じて坊舍を創建し、禪定院と名づく、貞應年間二位尼、秋田泰盛に命じて堂塔經藏等を作らしめ、實朝の菩提に資し、金剛三昧院と改む、幕府の歸依厚く十五箇所の庄園を賜はる、又後二條花園の信仰を受け、特に後醍醐天皇は元弘三年勅願寺とし、延元三年吉野より高野に潛幸し、當院に宿し給へり、足利尊氏又歸依厚く、嘗て南無釋迦佛全身舍利と云ふ靈夢を感じ、其の文を分ちて、公武兩家及び、縉流の名匠に課して和歌百二十枚を集め、題字は光明天皇の宸筆にして、裏に寶積經を寫す、第一品は足利直義、次は天龍寺夢窓國師、終は尊氏の筆、康永三年三月直義以下を率ゐて登山し、當院に宿して之を納む、元祿年間賀前田氏の懇望によりて獻す、今猶同家にあり、實に天下の絶品たり、爾來公武の信仰を受け、應永二十五年足利氏再建し、江戸時代には、寺格上通中の最たる古跡名室と定められ、院額三十五石を授けら

(音聲燈) る、多寶塔は貞慶中の建立、校倉は朱塗にして亦貞慶中の造立、共に特別保護建造物たり、什寶文書の多き御影堂を除く外、山内第一とす○燈籠堂 奥院に在り、梁間七間半桁行十八間、堂内中央に大壇を莊嚴して、舍利塔を安んじ、正北に日輪大師を安置す、其東に明神壇を構へ、其北に獻備の高札を据え、西方正中に諸神壇を設く、其東西に常燈夜燈を備へて堂内に充満す、所謂萬燈なり、中央に挑ぐる一大燈は持經燈と稱す、(俗に貴女の一燈といふ) 長和年間當山荒廢に屬したる時、新親持經上人慨然誓願を發して石火を廟前に鑽り點じて以て常燈とす、是れ常燈の濫觴なり、其火連綿として今に繼續す、永正三年藤原頼通參詣の日、十萬燈を獻じて法會を行す、白河法皇寛治二年御幸の時、三十萬燈を掲げて大法會を修し、御手づから一燈を點じて御祈念し給ふ、之を白河燈と稱す、持經燈に並びて赫々たる大燈是なり、亦永劫滅するることなし、爾來上皇公廟以下萬燈を獻するもの多し、豊臣秀吉、徳川家康奥院領二千石を寄附して供燈の料とす、當堂は空海の遺旨に任せ、新親再興、常燈を掲げしより、終に燈籠堂と稱し、廟の法會を此に修す○空海廟 燈籠堂の北に在り、三間四面の寶形造、南に面し、瑞籬の内に在り、大塔より三十七町、三山鼎立の中心に在り、境内地坪千九百二十八坪、周圍瑞籬の延長は八十六間餘なり、空海入定の處にして、承和二年三月二十一日中院に入定、五十日を経て定身を此地に安置し、五輪寶塔を築き、其上に廟宇を立つ、真然營む所なり、延喜二十二年十月醍醐天皇御夢感あり、弘法大師の謡號を賜ひ、香衣一襲を下し給ふ、座主親賢廟碑を開きて思

を禁す、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に置く。江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天暦六年雷火のために焼失し、天德初年難真再興し、天文寛文の年遣替の事あり、寛永二年上蓋已後、二十一年毎に蓋替するを恒例とし、今の御廟は寛文五年の遣替なり、猶委しくは紀伊國續風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚挙し難し、最も著名なるは、寶物には飛行鉢、螺鈿蘂繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のものを合せば恐くは千巻以上なるべし、獨一山の什寶に就きては高野山靈寶目錄あり○一山を執行するもの、座主執行檢校あり、座主は早く亡びたれども、檢校は多く執行を兼ね今に及べり(紀伊國續風土記、高野之葉)

【座主次第】

○壽長——無空——峰禪——觀賢——觀宿——濟高
貞崇——泰舜——寬空——救世——寬靜——定昭
寛朝——雅慶——濟信(以下廢絶)

【檢校次第】

○峯宿——仲應——定觀——雅眞——明廟——成得
峯果——眞念——行明——興胤——維範——明算
定深——貞禪——信惠——眞春——貞禪〔原註〕聖仁
琳賢——行惠——兼賢——俊覺——宗賢——禪信
房光——玄信——濟俊——定纂——理賢——明信
覺善——浦實——智真——立誠——勝成——覺基

三

(金堂) 深慶供養す。○中門 墓上 足沙門澤の前 金堂正面
の下に在り、十間に三間五寸の樓門なり、大師の高
弟寶惠僧都の創建にして、初めは十二石階の上に在
りしを、永治元年此地に移して再建せり、屢々焼失
し、屢々建立す、天保十四年の大火に類焼して後再營
未だ成らず。○金堂 墓場の中央に在り、(十四間四面
二層の樓殿) 本尊薬師如來丈六金色座像(傳大師作)
脇士(東方)金剛薩埵、普賢延命薩埵、不動明王、中壇
には舍利塔あり、空海の創建にして、弘仁十年に成
る、初めは講堂と稱す、後ち御願堂となる、正暦五年
大塔雷火に罹りて焼失す、長德四年勅して國司大江
景理をして再造せしむ、其功を被すして卒す、後の
國司権儀惣源惟能等相續きて大成せり、久安五年又
大塔雷火の爲めに類焼す、翌六年造畢す、永正十八年
西院の大塔に類焼す、勅許を蒙り五畿七道に勅遣す、
時に世大亂に際し滅業未だならず、天正十三年秋、豐
臣秀吉母公逆修菩提の爲め、應其上人に命じて當堂
を復興せしむ、其營料として米一萬石、雜用として
三千石及び黃金千枚を賜はり、又吉野郷中に朱印を
下して用材を寄せられしな以て、翌十四年九月落慶
供養を修す、寛永七年又焼失す、衆徒江戸幕府に訴
へ屢々再建を請ふ、享保十二年台許あり、元文元年
に及びて落成す、此時始めて二層樓銅瓦葺に改む、天
保十四年大塔炎上、又餘焰に罹りしを台命に依りて
再興し、萬延元年九月落成す、即ち今之堂是なり、莊
篠華麗ならずして、結構善美を盡す、其高達雅巧實
に世界第一と稱す、恒規法會は、長日行法(永世毎日
不斷勤修、天下泰平の爲なり)修正會(舊曆正月初三
七日勤行す、嵯峨天皇の御願にして、天下泰平の御
祈福なり)仁王會(同正月十一日勤行す、天長三年大
師始めて行す、諸國利民の精祈なり)講社會(同二月

十六日より六十日間亡者供養のため行す。春節
岸會（仲春前後七日間）結縁酒頭（同三月廿六七八の
三日修行す）不斷經（同七月七日より十三日まで）秋
彼岸會（仲秋の前後七日の間）後醍醐天皇御國忌（御
遠忌毎に勤行す）御歷代先皇御法事（春秋二季皇靈祭
日）其他御國忌乃至臨時大法會は此堂にて勤修す。
根本大塔 金堂の東北に在り、十六間四面高十六丈
多寶塔銅瓦葺なり、本尊五佛（中尊）胎藏界大日如來
(金色座像御丈八尺五寸後光一丈五尺五寸蓮臺五尺
五寸總高二丈九尺五寸阿彌陀佛（良方）不空成就佛（異方）寶性佛（坤方）阿
彌陀佛（乾方）四佛金剛界なり、八
葉華の中臺に聳立し、内外兩院の中央を鎮す、金剛
峯寺の名號は此寶塔に因りて起る、高十六丈は十六
大菩薩を標し、柱礎四十九本は摩尼殿の四十九院
に擬す、南天の鐵塔を摸して、密嚴の根本を示す、日
本最初の寶塔なりと云ふ、弘仁十年空海金堂を創立
し、後上奏して此塔を創建し勅願とし給ふ、全く成
りしは二世僧正の代にあり、正暦五年雷火に災す、廢
和五年再建する、久安五年又雷火に焼失す、同年官
旨を賜ひて造營す、平忠盛清盛父子相繼きて監司す
保元元年落成す、此時清盛自から頭血を取りて大暴
茶羅の中尊を彩す、之を血受茶羅と稱す（今猶存す）
壽永以後源平の亂にて大塔荒廢す、僧鑑阿之を憂ひ
後白河法皇に奏請し、備後國太田庄を受け、長日不断
曼茶羅を修し、且根本大塔も興行せり、貞應二年破壊
に及ぶを以て、遍照光院良印發願して公式に訴へ海
内に勸進し、慶祥十六年を経て經營成就す、時人其功
勞を賞して大塔上人と稱す、永正十八年西院谷の土
火に累焼す、繪旨を賜はりし岡本河純の兩木食諸御
に勧進せしも、戰亂の時なるを以て成らず、文祿三年
擴大開登諸御藍を造立す、同四年大塔の上層を造

る慶長二年落成供養を修す、勧使登山あり、寛永十九年に火に焼かる、寺務檢校宥盛幕府に訴へて大塔重興を歎願す（山主は一山不出の古法あり、宥盛師は官を棄て、行きしなり）將軍家光其老年の懶志を曉みて之を許し、本多因幡戸川土佐の兩使に監司を令じ同二十年に至りて竣工す、天保十四年大火に罹りて焼失す、明治十四年七月再建斧始めを舉行す、而して功未だ成らず○御影堂 七間四面寶形造、本尊弘法大師、初めは持佛堂、念誦堂又は庵室とも稱せり、後は實惠眞然等大師の影像を安置せしよりから名づく、本尊大師の影像は、入定の前、眞如観王其聖像を寫し給ひ、大師自から開眼する所の尊像あり、瑞今の堂宇は、弘化五年紀伊侯檀主となりて建造せし所なり○三鉢松 御影堂の前に在り、瑞籬を繞らし、八祖相承の三鉢杵を明州の津より投ぐ、歸朝の後此山を奏請し、荒藪を艾り夷ぐるに方り、かの三鉢杵を感し、其地に大塔を建て、松樹を此地に移し植と云、應仁元年枯槁せしを以て、其實生を植えげり又元祿三年植替へ、第三代の松今二木立並ぶ○御影堂本殿二社相並び、總社一殿三間以上三殿皆金碧輝たり、瑞籬十六間三尺、中央に鳥居あり、皆丹墨なり、前に拜殿あり、其前に華表あり、天野山上のつ鳥居は此御社の第一華表なり、第一社丹生都彌神第二社高野御子明神總社十二王子百二十番神及摩利支天を祀る、空海弘仁十年五月天野神社を勧して、備守明神、御ち山王と尊崇す、爾來今に至りて大師明神とならべ祭して大衆信仰す○愛染堂 三四面、本尊愛染明王、後醍醐天皇繪命に依りて、武四年創立す、本尊は天皇御等身の明王、其後、光

四三

コンス — **コンタ**

コンス 井ラク 酷醉樂 名曲高麗樂、愛越曲三十四曲中の一、歌儀品目「コンスイラク」と謂ふり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人 起原 著者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年花葉の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンセイクワン 坤政官 紺裳漫威 脚は花東大勢上洛條に、我身は其次に纏織の鏡直垂に着好大口を張せ、裙下襠の鏡に白星の五枚甲云々と見えたり、仲慶の愛後、廢せらる(續紀)

コンタイン 金胎寺 宗云山城國相樂郡 江奥地志略、名勝地誌) **コンス井ラク** 酷醉樂 名曲高麗樂、愛越曲三十四曲中の一、歌儀品目「コンスイラク」と謂ふり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人 起原 著者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年花葉の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンスリゴノラドン 紺裳漫威 脚は花田色、袖草摺に最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は緋なる絲威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は緋色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記開

江奥地志略、名勝地誌) **コンセイクワン** 坤政官 紺裳漫威 脚は花田色、袖草摺に最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は緋なる絲威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は緋色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記開

コンサウジ 金藏寺 所在 山城國乙賀郡大原野村字石作、長塙坂本の上○西岩倉山と號す、俗に御猿堂と云ふ、山初め法相三論、今天台宗○本尊千手觀音 起原 相傳ふ、養老二年三月、元正天皇の勅建なりと、僧隆豐を開祖とす、聖武天皇神龜五年、勅して金成寺の額額を賜ふ、天平元年勅して花嚴普門品等の諸經を贈寫し、之を名山靈地に埋藏せしむ、本山其一に居れり、延暦十三年平安京の四方に靈地を相し、經典を納めらるゝ時、本寺は西方の一にして、西岩倉山の號を賜はれり、後ち大に頼廢せしが、天德中慈惠の門徒之を再興す、文明永祿二回の兵火に災せしも、住僧再建重營し舊製を失はず、寺號は乙訓郡中にて百二十八石餘を領し、一時武家の爲めに押領せらる。天文十八年別格勅願所となり、舊額を復せしが、天正十七年に至りて没収せらる、慶長十年徳川氏より山林境内東西十三町南北十八町の租を免じ、又貞享中桂昌院の諸堂を建立し、且つ寄附金を以て六十餘石の寺田を買收せり、元祿六年幕府より寺祿五十石の朱印を賜ひ、十年増し

コンティ 健兒 諸國の兵庫又鈴鑼及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇四年、役小角當山に入り天竺の靈巖山に擬して、八年諱寶元年藤原仲慶の謀に從ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年の時智固は皆之を著用したりと云ふ(裝束集成)、(八)三年十一月の條に、恒將五十兵士、統身出入、名三健人曰三東方僧從者云々とあり、是れ健兒の靈巖ならんが、天智紀二年八月の條に、日本國之教將蘆原君率三健兒萬餘、正當三越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額あ

れり、永仁六年九月伏見天皇應幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、俄に當寺に行幸もあり、護良親王も亦此に在り、爾後靈巖一ならず、降て元祐の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の西坊も漸次廢壊せり、文政九年七月住持真觀山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再警す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

コンチヰ 金地院 七堂伽藍シナダウガラソを見よ、

コンチヰンスウデン 金地院崇傳

「スカデン」を見よ、

コンチヰ 近仗 近衛の次將ヒトツヨリ、江次第に、近仗謂ニ近衛次將也、公事根源に、執醫ハトリで、榜を八字にかく、近仗醫釋をやうし云々と見えたり、

ゴンリウジヤウ 権僧正 儒正(ソウサウ)サ)を見よ、

コンタイン 金胎寺 宗云山城國相樂郡 江奥地志略、名勝地誌)

コンス井ラク 酷醉樂 名曲高麗樂、愛越曲三十四曲中の一、歌儀品目「コンスイラク」と謂ふり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人 起原 著者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年花葉の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンセイクワン 坤政官 紺裳漫威 脚は花田色、袖草摺に最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は緋なる絲威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は緋色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記開

コンチヰ 健兒 諸國の兵庫又鈴鑼及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇四年、役小角當山に入り天竺の靈巖山に擬して、八年諱寶元年藤原仲慶の謀に從ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年の時智固は皆之を著用したりと云ふ(裝束集成)、(八)三年十一月の條に、恒將五十兵士、統身出入、名三健人曰三東方僧從者云々とあり、是れ健兒の靈巖ならんが、天智紀二年八月の條に、日本國之教將蘆原君率三健兒萬餘、正當三越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額あ

れり、永仁六年九月伏見天皇應幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、俄に當寺に行幸もあり、護良親王も亦此に在り、爾後靈巖一ならず、降て元祐の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の西坊も漸次廢壊せり、文政九年七月住持真觀山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再警す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

コンチヰ 金地院 七堂伽藍シナダウガラソを見よ、

コンチヰンスウデン 金地院崇傳

「スカデン」を見よ、

コンチヰ 近仗 近衛の次將ヒトツヨリ、江次第に、近仗謂ニ近衛次將也、公事根源に、執醫ハトリで、榜を八字にかく、近仗醫釋をやうし云々と見えたり、

ゴンリウジヤウ 権僧正 儒正(ソウサウ)サ)を見よ、

コンタイン 金胎寺 宗云山城國相樂郡 江奥地志略、名勝地誌)

コンス井ラク 酷醉樂 名曲高麗樂、愛越曲三十四曲中の一、歌儀品目「コンスイラク」と謂ふり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人 起原 著者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年花葉の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンセイクワン 坤政官 紺裳漫威 脚は花田色、袖草摺に最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は緋なる絲威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は緋色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記開

コンチヰ 健兒 諸國の兵庫又鈴鑼及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇四年、役小角當山に入り天竺の靈巖山に擬して、八年諱寶元年藤原仲慶の謀に從ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年の時智固は皆之を著用したりと云ふ(裝束集成)、(八)三年十一月の條に、恒將五十兵士、統身出入、名三健人曰三東方僧從者云々とあり、是れ健兒の靈巖ならんが、天智紀二年八月の條に、日本國之教將蘆原君率三健兒萬餘、正當三越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額あ

れり、永仁六年九月伏見天皇應幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、俄に當寺に行幸もあり、護良親王も亦此に在り、爾後靈巖一ならず、降て元祐の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の西坊も漸次廢壊せり、文政九年七月住持真觀山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再警す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

コンチヰ 金地院 七堂伽藍シナダウガラソを見よ、

コンチヰンスウデン 金地院崇傳

「スカデン」を見よ、

コンチヰ 近仗 近衛の次將ヒトツヨリ、江次第に、近仗謂ニ近衛次將也、公事根源に、執醫ハトリで、榜を八字にかく、近仗醫釋をやうし云々と見えたり、

ゴンリウジヤウ 権僧正 儒正(ソウサウ)サ)を見よ、

コンタイン 金胎寺 宗云山城國相樂郡 江奥地志略、名勝地誌)

コンス井ラク 酷醉樂 名曲高麗樂、愛越曲三十四曲中の一、歌儀品目「コンスイラク」と謂ふり、中曲なり○破拍子四、急拍子十、舞者四人 起原 著者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年花葉の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンセイクワン 坤政官 紺裳漫威 脚は花田色、袖草摺に最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は緋なる絲威を云ふ、一說に上は淺黃色、中は花田色、下は緋色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記開

コンチヰ 健兒 諸國の兵庫又鈴鑼及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇四年、役小角當山に入り天竺の靈巖山に擬して、八年諱寶元年藤原仲慶の謀に從ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年の時智固は皆之を著用したりと云ふ(裝束集成)、(八)三年十一月の條に、恒將五十兵士、統身出入、名三健人曰三東方僧從者云々とあり、是れ健兒の靈巖ならんが、天智紀二年八月の條に、日本國之教將蘆原君率三健兒萬餘、正當三越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額あ

れり、永仁六年九月伏見天皇應幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、俄に當寺に行幸もあり、護良親王も亦此に在り、爾後靈巖一ならず、降て元祐の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の西坊も漸次廢壊せり、文政九年七月住持真觀山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再警す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

コンチヰ 金地院 七堂伽藍シナダウガラソを見よ、

コンチヰンスウデン 金地院崇傳

「スカデン」を見よ、

コンチヰ 近仗 近衛の次將ヒトツヨリ、江次第に、近仗謂ニ近衛次將也、公事根源に、執醫ハトリで、榜を八字にかく、近仗醫釋をやうし云々と見えたり、

ゴンリウジヤウ 権僧正 儒正(ソウサウ)

十人（三代格に安藝周防並に三十人とあり）長門國五十人、紀伊國六十人（三代格に十人とあり）淡路國三十人、阿波國三十人、讃岐國一百人（三代格に五十人とあり）伊豫國五十人、土佐國三十人、とあるが如し、其官符に、以前被右大臣宣爾、奉勅、今諸國兵士除邊要地之外、皆從停廢、其兵庫、鈴藏、及國府等類、宜差健兒、以宛守衛、宜簡差郡司子弟作番令守と見え、同十六年十一月廿九日官符に、應三勤位人差健兒事、（除太宰、陸奥國、佐渡等國府也）、右得美濃國解爾、被太政官去六月十一日符爾、外散位者、便令直國職使雜事、量事簡察、令申其數、餘令賄勞物送京庫者、而有勤位一人、身雖強壯、或乏家資、無由賄勞、望請停差白丁、差勤位人、結番上下、以預考帳、謹請官裁者、被大納言從三位神王宣爾、奉勅依請、諸國亦准此行之、また十九年二月二十三日の官符に（上の十六年の文を擧て、諸國亦宜准此と見え、次に）式部、兵部省相共通計、漏前件數、また大同五年五月十一日官符に、兵士三百人を健兒とし、健兒一人に馬子二人を充るの制を立たり、其は一廳給健兒馬子一事、（二ヶ條内）右得東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣解爾、天平五年十一月十四日勅符爾、兵士三百人、以爲健兒者、自爾已來、以中男二人充健兒一人馬子、雖有國例、未見格式、然不虞之支擬、唯在健兒、養兵之道、不可不優、請依舊給之者、被右大臣宣爾、奉勅依請と見え、貞觀の頃に及では、健兒も名のみにて、非常の用に供すべきものあらざりしかば、健兒を選練するの命あり、其は貞觀八年十一月官符に、廳選練健兒事、右被右大臣宣爾、奉勅云々、如聞諸國所差健兒、曾無才器、徒稱爪牙之備、不異蟠螭之衛、況復不教之民、何

釋ニ非常之敵ニ云々、國司宜能簡ニ其人、勤加ニ試練、期レ令ニ一以當レ百、其太宰府、統ニ領選士、亦宜レ准レ此とあり」と見ゆ、後ち聞ゆる處なし、而して其健兒の爲め給する田地を健兒田といふ不輸租田なり、聖武天皇天平六年四月、諸道健兒諸士選士の田租並に雜徭の半を免す、延喜の制、諸國健兒、皆徭役を免じ、唯志摩、駿河、武藏、飛驒、上野、下野、佐渡、播磨、長門、阿波、讃岐國等は徭を、畿内は課役を免す、其食畿内は桑田の地子、餘國營健兒田を以て之に充つ、出羽國は出舉、隱岐國は國造田三町の地子を以て之に給す（續紀、延喜式、田制篇）

コンテイショ 健兒所 國衙の雜任の内にて、府に在りて健兒を掌る所なるべし、太平記藤原諫言の條に、國々には守護權を失ひ、國司權を重くす、是に依て非職凡卑の目代等、貞應以後の新立の莊園を没倒して、在廳官人掠非達使健兒所等過分の勢を高せり云々、とあり、常陸には後世に至る迄存し、稅所貞成の子孫平岡氏代々此の職となり、終に其職を氏とし、健兒所と云ふ、俗に小西生或は近衛所と云へりと云ふ（稅所文書、健兒考）

コンテン 塑田 おもね開墾したる田地をいふ、「ヘリタ」とも訓む、山野を新に開墾するあり、荒廢せる地を更に開墾するあり、即ち後世の新田開發、荒地開墾にて、上古の史籍に、新墾、ニヒハリヲハリダ小塑田、ハリタ治田など見えたる即ち是なり、塑田に公私之二種あり、公墾田は、官より百姓に命じ、その功食を與へて開墾せしめて以て官朝の田とするなり、私塑田は百姓に空閑の地、荒廢の地を賜ひ、自ら之を開墾して私有の田たらしむるなり（治田、ヒヒヒヒ上代）仁德天皇十四年大溝を盛りに掘り、石河の水を引き、上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊浦四處の郊原を潤し、之を墾きて四萬頃

コンディショ 健兒所

簡ニ其人、勤加ニ試練、期ニ領選士、亦宜レ准レ此とし、而して其健兒の爲不輸租田なり、聖武天士還士の田租並に雜徭兒、皆徭役を免じ、唯志野、佐渡、播磨、長門、阿波、諱役を免す、其食畿内は以て之に充つ、出羽國の地子を以て之に給す

(三) 一
の田を得たり、孝徳天皇大化二年八月癸酉、詔して國の堤を築くべき地、溝を穿つべき所、田を墾るべき間に均く給して造らしめらる【奈良朝時代】聖武天皇養老七年四月太政官の奏請により、天下に勸課して田疇を開闢せん爲め、其新に溝池を造り開墾を督むものには、多少を限らず、之を給うて三世に傳へしめ、舊溝池を逐うて開墾する者は其一身に給ふ、之を三世一身の法といふ、天平十五年に至り詔し、三世一身の法は、期滿つれば官に收受するが故に、その期近きに至れば、農夫倦怠して開地の荒蕪するに因り、三世一身を論せず、開墾せる者の永く私財とすることを聽し、受地の後三年に至るまで本主の開かざるは、他人に墾することを聽さる、茲に於て人民土地を所有し私産と爲すこと、常に權奥す、然るに權門勢家其機に乗じ、恣に開墾し、百姓を虐くる者あるに至る、因て稱德天皇天平神護元年三月勅して自今以後開墾を禁斷し、當土百姓一二町の間は之を許したり、是れ勢家の横暴を咎め百姓を救ひしなり、然れども實際行はれざりしを以て、寶龜三年十月禁を解き再び開墾を許したり、茲に於て開墾田多く庄園増加したり【平安朝時代】桓武天皇延暦三年十一月、諸國司の百姓の墾田を奪ひ、或は買ひて之を占有し、或は百姓の業を妨げて作田することを禁す、嵯峨天皇弘仁の制、開墾すべき開拓地を總計してその數を申して、その地主に課し、永く常地として耕種せしむ、若一年耕種せざれば、取めて他の申請する者に授く、その受地の人二年開墾せざれば、改判して再び他人に授け、遂に開拓の人を以て永くその地主たらしむ、清和天皇貞觀の年、墾田の後六年に及ばずして身死すれば、更に六年を延べて子孫をして耕食せしむること、また受地の五分一以上を開闢したる者は、悉く

墾せずといふとも改判せずして其者に給ふ、開墾天皇延喜式制定の時、私墾田に公水を用ふるものは收めて公田と爲し、西海道管内の諸國は、當土の百姓にあらざるよりは、墾田を賣賣し、及び田地を占め聞くことを禁す、而して此の開墾田は多く庄園となるを以て同僚を參看すべし【鎌倉時代】に至り、政綱漸く弛び、其墾する所、概ね人民の私爲に係り乃ち隙地となり、名田となる、文治五年源賴朝令を下し、東國不毛の荒野を開墾せしめ以て公私に益す、北條氏亦心を此に用ひ以て之を勘課す【室町時代】にて封建の形組定り、各其方隅を占め、膳攝寧日なし、間々望闘する者あるも、概ね人民の私墾にて、官其事に與らざるに似たり【江戸時代】に及び時昇平に屬し、山間僻地に至るまで開墾し、以て公私的所有と爲す、人民空閑の地、濱川の寄洲、崩埋地、山方、芝原等の田畠になるべき所を抽出して、其開墾を請うあらば其地の實況を點檢し、其利害を勘査して害なき者は許す、之を見立新田といふ、其成功の難易な量り、三年或は五年を期して、鎌下年期を定め納租を寬假す、期滿ち地力熟すれば本田畠に編入す、而して公私之間、或は紛糾を生じ動もすれば罪科に罹る者あり、故に之が方法を立て、各其向う所を知らしむ【明治維新】に至り益々勧誘せられ、明治二年段別五町歩以下は地方の管轄にて處分し、以上は官に請はしめ、且つ開墾局を設く、三年に府藩縣管内開墾地規則を定め、明治十七年地租條例を定む(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

據となり近江に居す、因て近藤と稱す、三代景輔武者所たるにより武蔵と稱す、其子武者所能成の末景の子孫近藤氏と稱す、八代滿用の時三河國に移り宇理に住す、其孫康用徳川氏に仕ふ、其子秀用慶長十九年十二月五千石を加賜せらる、前封を併せて壹萬五千石、寛永八年二月卒す、嗣子幼にして藩任に塙へざるを以て千貳百石を削られ、五千五百五拾石を是子登助貞用に、五千石を次子彦九郎用時に、三千二百石を三子力之助に賜はる（尊卑分脈、系圖要、徳川加賜封緒）

○修行——行景——景觀——景額——詔成——直景
景滿——秀滿——秀行——秀策——秉滿——直滿
滿用——忠用——廉用——秀用——秀用——貞用
口用——德用——貞用——用叔——用倫——福用
用貞——用武——用謹——用和——用恒——用永——用明

毒

コンドウキヨハル　近藤清春　名號　通称

輔助五郎　浮世繪師、江戸の人にて、正徳中居清信につきその道を研む、風俗の人物を能く書き草雙紙の板下を画く等、金平木赤本類の画者を爲す又始めて泥画を描く吉原細見記、江戸歌舞伎狂言等（浮世繪類考、扶桑箇人傳）

コンドウダウシ　近藤道志　系統　道惠

子　京都市東山下町　京都練小路新町四に住し、小堀遠州片桐二州の定塗師にて、多く茶器をつくる、殊にイナ／＼塗を發明す、イナ／＼塗とは漆の上面に極細の波紋を起し一種の雅致あるものなり（工藝鏡）

コンドウモリシゲ　近藤守重　名號

、三代景頼武
シ時三河國に移
る、其子秀用廢
子幼にして藩任
前封を併せて
九郎用將に、三
五千五百五拾
卑分縣、系圖甚
記成——直承
未滿——直滿
旁用——貞用
用倫——福用
承——用明

け、富羅
地に赴く
に授けし
二年六月
瑞雪院に
て罪を赦
貸通考、
略、正齊
海、香亭
コンニコ
の一種、
ナレホン

六支連
徳川氏の臣、明和八年江戸に
以て六年試に應じ、七年長崎奉行手附と爲る、十
年に冠す、守重中川勘定奉行の支配に屬し
渡り、番人處つる所の櫓柱を撤去して、代ふ
のを以てす、是より心を邊疆防備の事に專
し邊要分界圖を
作る、又松前を
官に取め奉行を
置き事を計らひ
む、文化四年
て小普請となる、既にして書物奉行に任ぜ
、楓山文庫中の文書通覽せざるはなし、また
の書に富む、林述齊市河寛齊鶴田鷗齊太田
往來す、文政二年執政沼津侯と合はず、出で
矢奉行と爲る、守重憂朝是より志操を破る
また小普請と爲る、地を江戸下流谷にト、
として經營せしむ、富藏隣家の農夫と事を
殺害す、幕府罪を糾し、守重を分部光寧に
糾を八丈島に流す、時に九年十月なり、光寧
に及び守重を菜地に押送し、竊に學を子供
しめ、また謀りて諸政を改革するものあり、
十六日死す、年五十九、近江國高島郡大瀬
に葬る、萬延元年に至り幕府その功を追賞
致す
金銀圓錐、右文故事、外蕃通書、安
南邊要分界圖考、憲教類典、外國通信略、安南
書籍考、好書故事、尚古圖錄等六十四部（
手稿、近藤守重事跡考）

ゴンシ——コムラ

ゴンベ——コムホ

ゴンボ——コムメ

ゴンシキ 権禰宜 「ネギ」を見よ。
ゴムノコホリ 取謨郡 駐在 大隅國

近畿 夜久島に在り、推古天皇二十四年島人始めて
歸化す、舒明天皇元年始めて田部連を坂政島に遣る、
後ち益救取謀二郡を置き、多職島に設す、天長元年
九月省して取謀郡となす。延喜式又取謀に作り
「ゴム」と稱す、和名抄に誤覽、信有等の釋あり、古
圖、駕踏に作る、蓋し誤なるべし、元蘇帖取謀に作り、
以後之に從ひ「ゴム」と稱せしな、地誌提要「ゴム」と
稱し、明治二十九年熊毛郡に入る(郡名異同一覽、國
郡沿革考、法令全書)

ゴンノスリゴ 紺末濃 染色の名、うへ白
くして、下、紺にそめたるものないふ(源氏裝束抄)

ゴンノムラゴノヲドシ 紺村濃威 織體
を薄き緋色にて、其中所々に濃き緋にて村に感した
る緋感を云ふ、村濃とは、凡て何色に限らず薄き色の
中に所々村に濃きな云ふ、然れども古書には紺村濃
の外に見えず、長門本平家物語熊谷平山城戸口寄條
に、熊谷二郎直實は褐衣の嘗ひたれに紺村濃のよ
ろひに紅の母衣かけて云々と見えたり、威(ヲドシ)

ゴンベツタウ 権別當 別當を補佐で寺
務を取扱ふ、興福寺石清水宮寺に置く、共に官符に
て補せらる、石清水は延喜元年會俗を權別當とせし
を始めとす、ベツタウ參看。

(目抄)

ゴンボンカ 混本歌 もと旋頭歌と同じ、中
世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古
後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり
と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散
りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンカ 混本歌 もと旋頭歌と同じ、中

世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンカ 混本歌 もと旋頭歌と同じ、中

世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇の御宇、聖

徳太子勅を奉じて草創せし所にして、高麗の僧惠灌

僧正を開山となす、建久二年當寺破壞によりて北條

氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて吳

賊追討の祈禱を修す、程なく解説す、慶永中に至り、

また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教

外得藏和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、

後悔歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり

と云ふ、憶目抄に證歌あり、朝顔の夕かぜまたす散

りやさき花の名ぞかしの類を云ふとぞ(奥義抄、憶
目抄)

ゴンボンジ 根本寺

近畿 常陸國鹿島郡

鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す。

近畿 鹿島郡

寺派○本尊薦師如來

近畿 鹿島郡

推古天皇

(五色) ありて、奥を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻し、婿方には侍女房といふものありて、新婦を婚儀の席に導く、婿やがて出で來り、酒を酌み盃を交して式三獻あり、其席には二重瓶子、置鳥等を飾り、床の立花は、一瓶の中に心二本さし向はせ、花の輪をも向はせ、總べて常葉なる木を用ふ、さて第三日目までは、婿を始め隨從の女房に至るまで、何れも白小袖を著く、其日に及びて色直しとて他色に改め、また祝の式ありて、舅姑を始め、一家一族對面の禮あることは、平安朝時代の露顯の式の遺風なるべし、高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりしも、應永以後總べて簡略に流れたり、傳へいふ、元龜の頃には、高祿の武士の妻にても、乗物を用ふるものなく、婦女の婚禮にも麻の被衣を著て、貢木といふものに尻かけ、うしろざまに負はれて行きたりといふ【江戸時代】に於ける婚姻年齢は、前期と大差あるを見ず、高貴の間には常に早婚の弊あり、これ衣食足りて妻子を養ふに苦まさるが故なり、庶民は財計漸く饒なるを待つて妻を迎ふるが故に、婚期比較的に遅くして、概ね男子は二十乃至二十五歳、女子は十七乃至二十歳にて嫁娶す、血族婚姻は上流社會には好まれざりしかども、中流以下に於ては、一の便法として往々行はれたり、遺傳病の血統あるものは特に厭忌して、これと婚姻を通することを憚れり、この時代にて遺傳病と認められたるは癩病、梅毒、肝癆等なり、而して其儀禮たるや、庶民の間にありては、多くは預め見合をなし（見合とは場所を定めて夫婦たらんとする者の會見するをいふ）、互に面貌容儀を見、意に合はざればこれを拒む、高貴に在つては、概ね媒の斡旋によりて諾否を定むるまでなり、既に互に媒人を立て、婚姻を定むれば、吉日

(新郎) (戦勝) (五の度九三三)

を撰び、男の方より物を贈りて言入を遣はす、これ
を結納といひ、俗に「タノミノシルシ」といふ、五荷
五種、或は三荷三種、一荷一種など、富の程度に従ふ、
五荷五種とは斗櫂十、肴五種をいひ、肴は昆布、鰯、鹽
調、串餃、鮑節等なり、また小袖、帯を贈る、小袖は
紅白二領を式とす、以下これを略するもあり、甚し
きは帶代とて、金錢を以てこれに代ふるもあり、「タ
ノミ」の使は家の年寄役を以てす、贈遣の式ありて男
は使者を娶し、式三獻の儀あり、これを一に常陸帶
の祝といへり、而してその式日は婿の方にて撰ぶ、通
常は暦に従うて天赦日、不成就日を忌む(天赦日と
は春の戊寅、夏の甲午、秋の戊申、冬の卯子の日をい
ひ、不成就日とは毎月四、八、十五、十八、二十五、二十一
九の六日ないふ)、世に季春三月を婚禮の忌月として
用ひず、これ花によそへて、散り易しといふより不
吉とするなり、式を舉ぐるには多く夜陰を撰ぶ、さ
て其當日になれば、婿の家には門前、玄關、臺所に紋
付の提燈を耀かし、燭を列れて待てり、既に嫁の奥、
婿の家に至れば、これを縁に著く、婿出で、奥に手
をかくるを法とす、尋で待女郎出で迎へ、新婦を内
に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷
はしむ、かくて式の座敷に出づ、座の次第は婿は客
位とて上座に著き、新婦は主居とて下座に著く、蓋
し太古以來の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなる
べし、待女郎は婿の傍に、介添人は局とて新婦の傍
に陪す、庶民にありては、婿は紋服上下を著け、小
刀を腰にす、式には酌人出で、式三獻あり、酌人は
多く二人とす、別に瓶子の役あり、銚子、提瓶子は
紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る、次に引渡を出し
て、更に三つ盃を交はして各々三度づゝ呑み、新婦
に終る、これを三三九度の盃といふ、婿、盃を措く

(緑色)
時雜煮を出だす、やがて婿は其席を避け、新婦、局、侍女郎等列坐して酒を酌み、雜煮に引きかへて高臺を出だす、斯くの如き式にも眞草行の三級ありて禮家の禮とする所なり、卑賤にあつては到底斯くの如き正式によること能はざるは言を俟たざるべし、舍毛の式畢りて色直しのことあり、これ新婦の小袖始めは白綾なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更むるないふ、色直しの小袖は舅姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖、帯、扇などを婿に進む、婿是を著けて席に出で、更に盃を交はす、その他、嫁の方より舅姑、その親縁奴婢などに何れも進物を齎すなり、色直しのこと畢りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり、男より飲み始めて女にさす、後合歎の事あり、この日は「かへす」、「もどす」、「またく」、「かされて」、「おくる」、「さる」、「もどる」、「なほ」、「いよ」となどの詞を忌む、蓋し是等の語は直接に、間接に、姻縁を離絶すべき意を含めばなく、また紫綿、無紋、鷺目返しなどの衣服を忌む、さて是等の儀畢れるを、俗問には「祝言すむ」といひ、または「與入すむ」といへり、かくて婚禮の翌朝、膝の女まづ夫婦の情相和し、舅姑また歎ぶなどのことを新婦の郷家に報す、其日より五日歸まで、新婦の縁類知己、夫婦の機縫を訪ひ、菓子、提重、行器などの贈物の數をつらぬ、これを部屋見舞といふ、第三日至りて新婦の郷家にては婿の親縁を招きて饗す、これを三箇日の振舞といふ、この日婿の方より紅白の餅を男に贈る、これを世に五百八十七ばかりといふ、餅の枚目三石三斗三升三合にて數を五百八十七にとり、形を飯櫃形にす、男の方にてはこれを親縁知己娘婢等に分つ、第五日に新婦、早朝より郷家に行く、これを里歸または五日歸といふ（里歸は三日目を用

ההנ

(古文書三) (七七)

の酒食を机に列べて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合巻の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿は客たりし風習の遺れるならんか、下りて【奈良朝時代】に至りても、其風俗習慣のことき、從來と大に異なるを見ず、漢學の流行するに及び漢土の儒道に従うて、三從七去の法を定め、また成文的に私通を嚴禁せりと雖も、貴賤ともに、私に情を通じ、密に契を結ぶもの少からず、僧尼さへ情人を設けて、不義の快樂を貪ぼるもの往々にこれありき、而して夫が妻の家へ通ふこと、また正妻は己の家にむかへ、別に妻屋を建て、これに住ましむることも、古來の風なるが、此時代に至りても亦然り、また女は漫りに己の姓名を人に語らず、夫と定めて後始めて姓名を明かし聞かすこと、古來の風にして、此頃に至るも亦同じく、堅く契れる男女の相別るゝ時、下紐を結び交はして、再び會ふまでは、互ひにこれを解かじと約するも、古の風のまいなり、また女の年稍々長じて、振分髪も肩過ぎぬるとき、先づこれを結髪るは、預め夫と定まりたる人の爲ることにして、恰も後世女の「びんそぎ」といふことを定まる男の爲すに似たり【平安朝時代】に入りては、世態淫靡浮華に流るゝに従ひ、春情早く萌し、婚期夙に熟し、男女十二三歳にして既に情を通じ、或は嫁娶するもありき、而して嫁娶の約成立すれば、曆道に従うて結婚の吉日を擇び、(陰陽不將日を最吉とし、未戌の日、伐日、三伏、月殺、往亡、歸忌、無翫、上経、望晦、厭、厭對、天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む)、當日に男は日暮、密に女の許に訪れ、鶴鳴曉を覺ゆれば、未明に歸る、男歸りて後直に後朝の書とて、昨夜の名残の盡きざりしことゝも情深く認めて

女の許に寄するに、女も返書を其使に託する習ひなり、女の父母は男の容貌品位など詳細に聽き、其意に適はざる時は、女を諱めてこれと絶たしむ、かくて若し男の書を寄するへと忘りて正午に至れば、我に心なきなりとて、女自らも其親兄弟も心憂きこと、す、さて次の夜も密かに遅く來つて朝疾く去り、書を寄ること初夜に同じ、第三の夜には、三日の餅用ふる式なり、この夜が、または一二日後の方には酒肴を設けて蟹と其從者とに饗す、此時始めて男とて、餅を作りて、男女これを食ふ、大抵三ツづゝ、婿、面を會にする式ありて、互に酒を酌みかはす、これ露顕の式といふ、その翌朝よりは、婿は朝も日開くるまで女の許を去らず、始めて明々地に、その家に出入するなり、斯くて後夫妻の情日を追うて密に、夫はこの婿と生涯を共にせんと決したる時は、これを正妻として己の家に迎ふ、高貴の人の對の家など多くもちたる人は、たとひ本妻ならざるも、數人の女をその家に置くことあれど、普通には正妻の他に、女と居を共にせず、己より女の許に通り行く習ひにて、女は種々世話を爲すなり、一夫多妻の風は前期已來禁ぜられしも、猶その風を存し、一條天皇には皇后と中宮との二后、後冷泉天皇には皇太后、皇后、中宮の三后あり、人臣にも、藤原師輔には三人の正妻あり、藤原道長には二人の正妻あり、また其父藤原兼家も三人の正妻を娶りしかば、世人錐といへり、斯くの如き爲めに婦女間に嫉妬を逞うし、相撲ち相鬭ふこと稀ならず【鎌倉時代】古のまゝに、婦女を夫の家に娶らすして、婦女の家に夫の通ふあり、また夫の家に婦女の迎へらるゝ風も此時代より起れり、上流社會の淫靡の風は、なほ矯正の功なく、或は妻あるものゝ、他の女を他家へ托してこゝに通ひ、

或は父のその子の妻に通じ、或は弟の嫂に通する事
とあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、
或は白費宮中にて通する者あるに至れり、武人が政
略上より、近親の情を温めんが爲めに、姻縁を結ぶ
こともあり、また他の子女を取つて姻を通じ、人質
の如くなして、その背叛を防ぐ事ともあり、因りて
以て己の子女を敵人に嫁して、他意なきを示すこと
もありき【室町時代】には、妻を娶るを「ヨメムカヘ」
といひ、女子の嫁するを「ヨメイリ」といへり、太古
以来の男が女の家に通ふ風、何時しか移りて、大抵
妻を自家に迎へて婚姻の式を擧げ、それより妻は夫
の家に共棲す、當時將軍家及びその他の貴族の婚姻
に、まづ其當日妻となるべき女の衣裳は、上衣にさ
いはひ蔓の紋様ある白き小袖に、同じ袴衣を用ひ、下
衣は練の紅梅、中衣は定まりたる色なし、但し夏は
丸生絹の腰巻を著る、胸に護身の符を懸け、奥に乘
りて行くなり、隨從の奥は十二挺にして、其行列の
次第は、一番奥には大上戻、二番には小上戻、その
間に新婦の奥をたつ、三番に御局、四番に中戻の頭、
五番に同中戻、これより十二挺次第に列なるなり、そ
の他の奥は何挺にても、これが後にありて、次第に
拘らず、三十挺もあり、五十挺もあり、奥昇の人夫
は、皆何れも十徳を上に著、白き布の帶をなす、こ
れに續きて五騎三騎、遠路は七騎隨從す、その時齋
らす調度には、一番に貝桶、次に色直しの中持、二
番に厨子桶、黒桶、三番に擔唐櫃、五番に中持、六番に
屏風、箱、七番に行器とす、その他の雜物は先きに送
るなり、新婦の奥門を出づれば、その左側にて門火
を焚く、婿の方にても時期をはかりて門火カドヒをたき、迎
のを途に出だす、さて奥の受取渡しといふことあ

ふるものもありき)翌日、婿の方の親縁より新婦の許に人を遣はし、贈物を齎させて新婦の安否を訪ふ。これを里見舞といふ。かくて新婦留まること五日にして歸る。これを十日歸または花歸といふ。これらの婚禮の諸式全く畢りし後、新婦の郷家に婿を招きて宴し、家の一門親類うち混じて獻酬す、これを膝直といふ。兩家の親縁知己、告観意を表して酒肴、綾絹等を贈る、兩家各々赤飯を蒸し、配りてこれに酬ひ、またその人々を招き宴して結婚を披露することあり、これを婚禮披露または「ひろめ」といふ。將軍吉宗勤儉を重んじ、享保中、天下に令して婚姻の式には専ら蛤の吸物を用ひしむ、是より先將軍綱吉の世、江戸に水島ト也といふものあり、小笠原の家傳を得たりと稱し、種々の説を捏造して、諸禮を教ふ、従うて學ぶ者頗る夥だし、是より禮法を以て家を立つる者多く、何れも小笠原流と稱して、眞行草の式を説き、民間にもこれを傳へて種々の風儀を養成したり、婚姻の儀には嫁の奥を逆さまに昇き出だすこと、其奥の端の家に入る時、門内にてうちあはせの餅とて老人夫婦の餅を掲ぐこと、召替の奥に筒子、道子、大張子などを載せ、其戸を開きて、衆人に觀せしむること、新たに鶯糞の衾、長枕などいふ物を作ること、かつら女及びとわわけ(惡覽拂)といふ女を隨伴せしむること、其儀に列なるには褐の上下、褐の無地駿斗目の服を著し、腰に筋を織りたるを腰あきとて嫌ふこと、三日の餅の數を必ず五百八十七と定むることなど、繁縝なる小禮末節は概ね小笠原を稱する諸禮家が唱へ出だしたものにして、前期には未だ見ざるところなりき(藤岡博士日本風俗史)而して江戸時代には、また武家諸法度に於て大名旗下等の私に婚嫁するを禁じたり、令文は時によりて多少

四

コンレンジ —— コムロ

の變遷あれども寛文三年の法度には、「國主、城主、一萬石以上、近習、並物頭者、私不可レ結ニ婚姻ニ事、附與ニ公家、結ニ縁邊ニ者、向後達ニ奉行所ハ可レ受ニ差圖ニ事」と見ゆ、これ婚嫁によりて生ずる開基の弊害と、皇室に近くの便宜を預防せんとするの政策なりき。

コンレンジ 金蓮寺

山城國京都市

新京極錦小路下ル東側○世に四條道場と云ふ、舊は萬里小路通、錦小路と綾小路との間に在りしにより、太平興國錦綾山と號す。時宗四條派の本寺○本尊阿彌陀佛。縁起に云ふ、慶長元年後伏見院の皇后廣義門院御難產なりしが、夢中に祇陀林寺の淨阿が咒符を服し給は。平產ならんと、仍て淨阿に命じて奉らしむ。程なく皇子御平產あり、光殿天皇是なり、即ち勅願により一寺を建立し、錦綾山興國金蓮寺と號す。後ち足利氏の信仰を受け、嘉慶二年足利義滿四條坊門の釋迦堂を寄進し、敷地は佐々木道譽の寄進する所なりと云ふ、和歌四天王の一なる頃阿嘗て此に住したりき。堂前に古松あり、毎年夏杜鵑來り鳴くを以て、後伏見天皇より杜鵑松の名を賜ふ。此松は雷火に焼け、現今のは天明の時植ふたるものと云ふ。本寺の住僧は維新前までは、代々淨阿と呼びたり。○什寶に一通上人繪傳二十卷あり、後伏見二條花園三天皇の宸筆にして、畫は藤原行光なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、京華要誌、京都名勝志)

コムロアシ 小室節

小歌の一類、天保頃迄

は、諸侯入府の節、馬前に立て必ず謡ひしとぞ、其曲節を傳ふる家、江戸三河島に住すと云ふ、其始め詳ならず、人倫訓蒙圖葉馬士の條に、此歌うたひしこと見え、又續猿鑑に「春の日や茶の木の中に小室節」など見ゆれば、元禄以前既に流行したこと明なり(聲曲)

הנִּמְלָאָה

コメウラ 米占 精米三粒を紙に包みて神庫を占ふの法、毎年正月十五日田家にて之を行ひ、今年又は来年の農稼を決す、俊忠卿占懸の歌に「きみかとるそのくましれの思ふことみつてふ數をたのもばかりぞ」、蓋しもましれとは神に供する米の謂なり（提醍紀談）

コメオリ 穀織 織物の一種、羅又は紗の類にて目のすきたるうすき織物、生糸にて織り夏期著用の衣類に用ふ、和名抄に、敷（胡谷反、和名古文）其形誠鍼視レ之如レ粟也」と見えたり（貞丈雜記）

コメザ 米座 米を賣る所ないふ、鎌倉七座（カマクラシチザ）を見よ、

コメシヤウグン 米將軍 德川吉宗をいふ、吉宗、米價下落して百姓の困難を見、米を買入してその下落を防ぎたるより名づく、「トクガハヨシムネ」參看、

コメンガハ 御免革 葵色にあらざる錦革をいふ、用ふることを聽す革の義なり、足利義滿將軍と爲り、甲冑鞍馬の美麗なるを好み、葵の錦革は他人をして用ひしめず、其他のものを聽せり、因て此の名あり（工藝志料）貞丈雜記に、二品あり、一つは前に記したる正平御免革なり、二には、赤黒色の地に、白く唐草又は薺紅葉などの類を染めたるを云ふ、錦革は、前にいふ如く、紫地に、白く繪やうな染むる、是れは將軍家其外高位の人の用ひらるゝ革にて、遙に平民に錦革用ひず、赤黒の地に白紋の革は、誰にも憚りなく用ふる故、御免革と云ふなり」と見えたり、「カハ」參看、

ゴメンノウ 御免能 勘定能の一、町年寄に願書を差出し其許可を得て実行するものを云ふ、

ニヌウ

1133

剛三年に一同位づ、行ひたりと云ふ、「ノウ」參看(著
藝起原)

コモリウ 虛無僧 善化宗の僧侶をいふ。アフ
行人(クジアギナニン)を見よ、
ケシユウ」を見よ、

ゴモツサタシユウ 御物沙汰衆 公事奉
行 御物奉行(ゴモツブキヤウ)を見よ、

ゴモツナガモチアギヤウ 御物長持奉
行 御物奉行(ゴモツブキヤウ)を見よ、

ゴモツアギヤウ 御物奉行 室町幕
府の職名、御物を納めし唐櫃を預りて事を辨するを
掌る、故に御物奉行と云ふ、又御物長持奉行とも云ふ
(長持は即ち唐櫃の稱なり、越川親基記寛正六年正月
の條に、御物奉行、三月の條に御物長持奉行と見えた
り)常に二人を以て結番とし、將軍出行の日供奉す、
御物は政所方にて辨備するを以て伊勢氏の被官たる
輩必ず此職を奉す(後世)鎌倉時代には中持奉行と云
ふ、織田豊臣時代より挿箱の制起り、出行の用とせ
しな以て御物長持奉行の職名廢す(武家名目抄、官制
沿革略史)

コモノ 小者 武家の駆使を務むる童を云ふ、
小人とも云ふ、朝廷の小舍人に當る、後ちには單に
賤き召使の稱に用ふ、中間(チユウゲン)よりも卑き
役、吾妻鏡建暦三年五月三日の條に小者の名見え
れば、此の頃よりありしものなるべし、室町時代ば
脚絆をはき、四幅袴を著し、十徳又は素襪直垂など
時によりて著用し、名には、何若と名付けたり、御
成次第故實に、御小者も御輿のきはまであがり候、御
じやうりを持候は、御小者久しくめしつかはれたる
衆は四五人までも過候由、古き人は申され候云々しと
ちと年寄たるが持候云々し、宗吾記に、公方様御小者
は、六人づゝ番におりて走り候、左候ほどに、大名

あり(四季草、貞丈雜記、武家名目抄)

のを云ふ、文字を以て書き現はすには、一は肉筆により、一は印刷による、またその相手即ち受取者が、神佛たり、官府たり、國民全體たり、はた國隊もしくは個人たるかは、唯その作成の目的によりて變化し、従うて多くの様式種類等を生ず、而して古文書に現はれたる諸の徵候に就きて、科學的研究を加へ、其真偽を鑑定するを目的とせる學を、古文書學と名付く、(黒板博士說)讀て按するに、我國に於て古文書を骨董品として尚び、或は訴訟の左券となしたるが如きは早くよりの事なりしが、之を修史上の史料として蒐集し、並に應用したるは、實に江戸時代にはじまる、其事は寛文四年、幕府に於て、本朝通鑑編輯の時、諸國の寺社及び大名旗下等に徵して、所藏の文書舊記を呈せしめしを嚆矢とし、尋て山鹿素行が武家事紀の内に古案として文書を編せるあり、また貝原益軒の黒田家譜、田邊希文の伊達家治家記録等、みな古文書を本として編纂したるものにかかる、なほ水戸義公も大日本史編纂の必要上、天和貞享元禄の際、佐々宗淳、丸山可澄、大串元善等を南都及び山陰、山陽、西寧、北陸、陸奥出羽の地方に派して古文書を探訪せしめ、因りて南行雜錄、西行雜錄等の編あり、其後幕府にても、元文五年青木敦書を甲信遠並に關東諸國に遣はして探訪せしめ、因りてまた八州古文書諸州古文書の編あり、其他諸家感狀錄、古文書集、古今消息集、齒簡集、諸國文書、楳軒文書集、萩藩閥閱錄、蘿蔭舊記の如きを算すれば二百餘部の多きに上るべし、(史學雜誌、古文書を歴史に應用するは何人に昉る乎)然れども古文書其物に就きての研究は、全然等閑に附せられしが、明治以後に至り、修史局に於て全國の文書を探訪し、尋で久米邦武、星野博士によりて文科大學に研究起り、更に黒板博

コモリ—コモノ

ט' ט' ט' ט'

四

コヤウ——コヤク

ゴヤウゼイテンワウ 後陽成天皇
 御名は周仁、初名和仁。正親町天皇の孫、陽光院誠仁親王の第一王子、母新上東門院藤原麻子、内大臣晴右の女、第百七代の天皇。元龜二年十月十五日御誕生、天正十四年九月正親町天皇の御養子と爲り、十一月七日葬を受け二十五日即位、御年十六、十六年四月十四日崩白。

ゴヤクギン 小役銀 成陽院天皇
 江戸時代美濃國郡上に募る(野史、陵墓一覽)

(報告七)
 豊臣秀吉の請により、其樂樂邸に行幸あり、秀吉供奉し、文武百官諸將群臣皆扈從す、天皇暉留むる事累日、奉獻の供儀の殷、蓋し前古に論ゆ。十五日秀吉、諸大名をして簾下に置はじめ、また御料を内裏及び仙洞に奉る、十八日に至りて宮に遷り給へり、文祿元年正月二十六日、再び豊臣秀次之の樂邸に行幸す、享儀一に天正の例による、慶長九年徳川家康供御料を獻じ、一萬石を以て額と爲す、天皇在位二十六年、改元するもの二、同十六年位を後水尾天皇に譲る、元和三年八月二十六日崩す、御壽木、蘆築、堤築の七色の役銀、高百石に限り百目宛取立來れり、其後増減あるも、役銀辻は古來の如く高木役銀と稱し、高割にて納め、仍て三役並に外高掛物は免除とせり、右の起は、古來地頭京都詰の時小役金四拾兩三分永百五拾四文五分、七色役と名付て納たる由、其品は木綿、夫綿、京大、江戸夫、牢立にて取立たり、當時御領と成ても、右の七色役を

木、蘆築、堤築の役銀、高百石に限り百目宛取立來れり、其後増減あるも、役銀辻は古來の如く高木役銀と稱し、高割にて納め、仍て三役並に外高掛物は免除とせり、右の起は、古來地頭京都詰の時小役金四拾兩三分永百五拾四文五分、七色役と名付て納たる由、其品は木綿、夫綿、京大、江戸夫、牢立にて取立たり、當時御領と成ても、右の七色役を

ゴヤウゼイテンワウ 後陽成天皇
 御名は周仁、初名和仁。正親町天皇の孫、陽光院誠仁親王の第一王子、母新上東門院藤原麻子、内大臣晴右の女、第百七代の天皇。元龜二年十月十五日御誕生、天正十四年九月正親町天皇の御養子と爲り、十一月七日葬を受け二十五日即位、御年十六、十六年四月十四日崩白。

ゴヤクギン 小役銀 成陽院天皇
 江戸時代美濃國郡上に募る(野史、陵墓一覽)

ゴユウ 五雄 武田勝信、織田信長を云ふ、委しくは各條を見よ(和漢名數)
ゴユノコホリ 児湯郡 所在 日向國
 郡に古風土記に云、古老傳に、此地往昔火明尊生時、以テ水浴レ尊、故曰「兒湯」、と見えたり、景行天皇の十七年春三月始めて此地に至る(古風土記子湯に作る、和漢名數)

ゴユヒ 小結 子帽鳥の結小長
 村大字寺本○嵐山と號す。眞言宗古義派○本尊藥師佛、境内四十九院の一。名所圖會に云ふ、天平五年僧行基開創、池を造り田を整き、院宇に施入し、寢瘡癡疾を救治す、攝津第一の名刹なりきと、弘仁三年勅して行基置く所の攝津國櫛田一百五十町國司をして耕種せしめ、毎年穫る所の苗子は官に申して處分を待て後、之を用ひしむ、延喜式の制、國司と別當僧と共に檢査せしむ、天正中兵火に罹り、後遣醫して、本堂、開山堂、大日堂、報音堂、主水堂、護摩堂等數字存す、本堂の西北林中に開山塔あり、昆陽寺は寺の北凡そ五町許を隔つ、行基の開鑿せしもの、周邊大約三十三町、俗に大池と云ふ、古歌に多く之を詠す○昆陽寺の鐘の事は、今昔物語に見ゆるが、今は寶殿中の改鑄にして、古鐘を勒すと云ふ(攝津名所圖會、和漢三才圖會、名勝地誌)

ゴユミ 小弓 遊戲に用ふる弓を云ふ、貞丈

にてあやなとりまきたる物也とあり(貞丈雜記)

のちくのうちのうちに、左へ、結の端は右とな

て、片わなに結び、わな

きほどに

してかたへ白きね

に色々の色のれり

ぐりの糸

のちくのうちに、左へ、結の端は右とな

ゴヨウ

雜記に、小弓と云ふ物は武器にはあらず、楊弓など
の如くたばぶれのもてあそび物なり、延長五年四月
内裏にて、小弓の勝負ありし由、古今著聞集にあり、
承久二年五月二十日鎌倉大管領禪門の亭にて、小弓
の會ありし由東鑑にあり、支那法印が庭訓往來に、楊
弓雀小弓とあり、雀小弓と云ふは生きたる雀を系に
てくよりつり置きて、小き弓矢にて射てあてたるもの
の、雀なとるたばむれなり、近世迄田舎には有りし
とぞ」と見えたり

ゴヨウキン 御用金 江戸時代、國用の不足を補はんが爲めに農商の徒へ課したる金をいふ、寶曆中大阪の富商へ命ぜられたるを始めとす、其時町奉行より泉屋吉左衛門等三十四人へ申渡しに「右米相場之儀に付其の方共へ御用金被仰付旨、三社帶刀小野左大夫を以て、御城代松平周防守殿へ從江戸表」依被差越、此段可申渡旨周防守殿被仰聞候、何も身分相應の御用被仰付候、誠以冥加之至役所へ可持參候」とあり、今御用金を命ぜられたる年月及び額高等の知れたるものを示せば左の如し、

寶曆十一年(米價騰貴に付き) 金百十三萬兩(一書作三百十一萬五千兩) 大阪
文化三年(同上) 金十七萬三千八百十兩 江戸
金百二十七萬千兩 大阪
天保九年(西丸造營に付され差商人より上納) 金十萬八千二百兩 江戸
弘化元年(本丸造營に付き) 金八萬五千九百七兩 江戸

ゴヨウ

金百十四萬九千八百廿二兩 大阪(兵庫西安政元年(西丸造營、及び海岸防禦に付き)) 金廿九萬三千九百四十五兩 江戸
金未詳 大阪
慶應元年(防長征伐に付き) 金九十一萬千五兩 江戸

此後同三四年の間にもありしよしなれば詳ならず、凡用金を上納せる商人は、其種費として、金五千兩に付き銀廿枚、二千兩に付き十五枚、千兩に付き十枚を賜はること偶なり、其以下は金額の多寡に従つて差等あり、又差出のみにて下戻を願ひざる者は、三千兩上納して永代苗字を免許せらるゝ類なり、然して用金は、二朱の利を加へて下戻さるべき定めなりと云ふ(江戸會誌)

ゴヨウチヤウヒキヤク 御用定飛脚

江戸時代、文化中二條大阪の兩城番士十二組の公用遞送を、一切江戸通日雇請真人六組年行事大芝組近江屋重右衛門に託す、其差遣は皆法被を著し雙刃を佩ぶ、是を御用定飛脚と稱す(ヒキナカ)參看(驛通志稿)

ゴヨウメシ 御用召

江戸時代、役人を任命する爲めに、呼出しないふ、千代田城大奥に、「御用召」の時は、御座の間に於て、將軍直に申付するなり、徳川家の初世にては、常の居間へ家臣を呼び出し、傍らに老中侍坐し、老中名を披露して何々の役義を申付るぞ」と告ぐるのみ、平常の談話の如くにてありしかば、別段に儀式めたる事なく、また詔令と云ふものなかりしが、追々其儀式鄭重になり、徳川家の中世たりき、清和天皇貞觀三年曆天度に後るも事十刻に及ぶを以て、更に改曆して宣明曆(セニミヤウレキ)を頃行す、醍醐天皇の延喜の制また陰陽寮に於て之を管し、曆奏頃曆の事を行ふ、降りて王朝時代の末年に至り、朝政の衰へしと共に、曆道亦大に廢賴して、布衣以上の免免は、御前御用と唱へ、將軍御座の間の上段へ出で、三役以下列席と云ふことになりしなり、其次第を申せば、前日に老中に連署の御用

ゴヨウ

状を以て明何日五ツ半時登城すべしとの奉書来る、使者を月番老中へ出して御受をなし、次の日定めの時刻に登城すれば、御綻口より足袋を脱ぎ、印籠紙入の類まで所持すること能はず、さて御座の間出御までは老中、若年寄など、御座の間三の廊下邊に扣えてあり、時刻よき時分になれば、老中以下著座するなり、將軍は小性一人先に立ち、繩上下にて萩の廊下より入側通り、下段の下側より眞直に上段へのばる、刀番の小性御刀を刀掛に掛け、直に御納戸構へ入る、御用取次、小性、小納戸は將軍のあとにつきて出でり、上段の後より、二の間へ著座、將軍出御には御先立、シーケーと解説の聲ありて、老中以下平服すること例の如し、斯くて源明の杉戸の前に座したる御側、御前寵のことありて、御用召の人の處に扣へたるに向ひて會釋すれば、このとき召されたる人起て、若年寄の前を通り、源明の杉戸より入り、園中標の處へ平伏す月番老中少し進む様にして、「山城守」と披露す(伊勢守にても和泉守にても同断、但し名字は言はず、次で將軍はソレへ)と上意、當人少し體をモジくする位なり、將軍また、「越前守あと町奉行申し付る」と云ふ、月番老中傍より結縁仰付けられ難有ふぞんじまする、將軍また「言談じてよう勤い」と上意、月番老中「畏まり奉つりました」と御取り合せを云ふ、是れにて御前を下るなり、御前御用も一時に五人も六人も仰付けらるゝことあり、右の如き場合には、御小性頭取より奉書の紙へ、何の誰があとへ誰を自付に、何の誰あとへ誰を寺社奉行にと云ふ様に書いて、前日に差上る、それを記載して申渡さるゝ事なれど、さすがに書付を手に持ちて言ひ渡すといふこともなく、衆人出でても毫も間違なく、立派に申付らるゝ

老中之を申渡すなり、圓は略す、	老中列座にて月番の老中を記す
○○ミ 暦	右本一年間四時の氣候、年の月、日、週間、日月の出入、日飢、月飢、潮の干満、月の盈虛、祭日等概て日月運行に因て起るべきことを記せるものを云ふ、日譜の義、日を數へて其事を考へ見る故に名づくと云ふ、太陽曆(又は陽曆)、太陰曆(又は陰曆)の二種あり、太陰曆は月の朔望晦を基として、一年を十二箇月立て、一箇月の日数を三十日又は二十九日とし、一年を三百六十日分つ、其生する餘日を積みて一箇月としと稱す、太陽曆は、太陽の經度を一周する日数を以て一年を三百六十五日とし、之を十二箇月に分ち一箇月を三十日又は三十一日(二月は二十八日)と定め、四年毎に一日餘日數を積みて閏となし二月に加ふ(閏原治革上古の曆法詳かならず、欽明天皇十四年百濟國より始めて漢曆を傳へ、ト書、曆本、薬物等を貢し、十五年に曆博士固徳王保孫を貢す、推古天皇十年百濟の僧觀勃來りて曆本及び天文地理書等を獻す、當時書生を撰び、曆學を受けしむ、これ曆學の初めなり、此時傳へしは宋の元嘉曆(ゲンカレキ)にて、未だ世に行はれず、持統天皇四年十一月始めて元嘉曆を行ふ、後十七年に至り文武天皇の元年に至り曆天度に後る、字七年大衍曆(ダイエンレキ)を用ひ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先づ事十七刻に及べるが故、陰陽頭曆博士大春日真野慶の奏請により、五紀曆度に後る事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶
大衍曆(ダイエンレキ)を用ひ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先づ事十七刻に及べるが故、陰陽頭曆博士大春日真野慶の奏請により、五紀曆度に後る事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶	大衍曆(ダイエンレキ)を用ひ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先づ事十七刻に及べるが故、陰陽頭曆博士大春日真野慶の奏請により、五紀曆度に後る事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶
大衍曆(ダイエンレキ)を用ひ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先づ事十七刻に及べるが故、陰陽頭曆博士大春日真野慶の奏請により、五紀曆度に後る事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶	大衍曆(ダイエンレキ)を用ひ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度に先づ事十七刻に及べるが故、陰陽頭曆博士大春日真野慶の奏請により、五紀曆度に後る事十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶

す、年毎に譲り、翌年の暦を製し、中務省によりて御用切奏聞し、單りて内外の諸司に頒つ、後世まで之を御中行事たりき、清和天皇貞觀三年曆天度に後るも事十刻に及ぶを以て、更に改曆して宣明曆(セニミヤウレキ)を頃行す、醍醐天皇の延喜の制また陰陽寮に於て之を管し、曆奏頃曆の事を行ふ、降りて王朝時代の末年に至り、朝政の衰へしと共に、曆道亦大に廢賴して、布衣以上の免免は、御前御用と唱へ、將軍御座の間の上段へ出で、三役以下列席と云ふことになりしなり、其次第を申せば、前日に老中に連署の御用

共に之を議り、授時、大統、國曆の中、孰れを用ふべきかを以てす、春海切に、漢土の曆法を適用するの不可を論じ、宜しく國曆を頃布すべしと主張せしが、衆議の容る所とならず、貞享元年三月に至り、遂に明の大統曆を採用するに決し、改曆の詔を發せらる、春海以て遺憾と爲し、三たび上表して辯論頗る勉む、泰福其言に感する所あり、因りて共に、皇城の西南梅小路に於て、表を立て曆を測り、七星の運行を観測して、之を春海の新曆に據し、正に毫厘の差なきを用ふるに及ばず、十月二十九日詔して新曆を頃布し、名を貞享曆(ザヤウキヤウレキ)と賜ふ、吾國支那曆を用ひし事、前後凡そ一千有餘年、茲に至りてはじめて國曆を頃布するを得たるもの、實に春海の勤功による、將軍徳川家綱大に之を感賞し、二年十月改めしも、天遣せるが故に、更に孫六藏を舉ぐ、六藏業の未然を以て辭したれば、延享二年十月、西川正休を擧げて共に補曆を司らしめたり、而して正休また算學に精しからざるを以て、寛延元年、山路繼がしめしも、天遣せるが故に、更に孫六藏を擧ぐ、西川正休、關惠等、寶曆元年四月京に至りて之を上昇左衛門、淺井村右衛門の二人を擧げて助手と爲し、相共に観測に從事すると三年にして、漸く新曆を編成す、寛延三年六藏死して、其弟圓書之を襲ぐ、茲に於て朝議漸く之を容れ、陰陽頭安部泰邦則ち西村遠里を擧げて之に與からしめ、古例に準じて、梅小路司天臺にて實驗すること三年、寶曆四年十月十六日に至り、貞享曆が天度に後る事、正に六刻七十八分有奇なるを發見し、此

(大小二種) 懐中暦の六種に開版して、天文方及び町奉行の檢閱を受け、然る後はじめて頒行するを得るものにして、暦屋の外は一切版行を禁ぜられたりき。伊勢暦は、祭主藤波家にて、土御門家より寫本を受け、暦師佐藤伊織(通稱紙屋茂兵衛)に命じて之を開版せしむ、其他保利田内記、宮崎左近、箕曲主膳、瀬川舍人、富田大貳等十餘人の暦屋ありて、暦を製本し、暦師の求めに應じたり、この外なほ奈良より出づる大和暦あり、岸和田より出づる泉州暦あり、薩摩暦は、安永の頃より頒行せらる、また關東には、三島暦、大宮暦あり、三島暦は鎌倉時代の頃より、三島明神の下社家川合良節之を刊行し、伊豆、相模の二國を限りて其頒行を許さる、大宮、三島共に、其地に暦博士ありて之を推歩したりしが、貞享以來は、原本の下附を受くるに至れり、奥羽にては會津暦、仙臺暦、南部暦等あり、南部暦は所謂繪暦にして、盲暦、座頭暦ともいふ、寛政の頃よりして行はる、而して此等の諸暦は、唯其領内を限りて頒行するを得るものとす、降りて維新の後に至り、明治三年四月二十二日令して弘暦者の外、諸國に於て版行する事を禁じ、自今暦本の頒行は天文暦道局の司る所となりしが、五年十一月、太陽暦の頒布に際し、普く新暦を擴布せんが爲めに、特に六年暦を限りて、一般人民に、其出版頒布を許容したり、九年十月また令を發し、明治十年暦より、本略暦共に、必ず頒暦證印紙を貼用せしめしが、十八年に至りて之を廢す、十五年四月二十六日更に太政官布達を以て、十六年以後は、帝國大學にて編成したる暦書を神宮司廳より頒行せしめ、一枚摺略暦のみは、一般の人民、出版條例に準據して、出版する事に規定せり、神宮司廳にては、暦本を一等暦、二等暦、三等暦、及び略暦の四種に分ち、一等暦

は、毎年僅かに一部を製して、之を宮内省に上り、二等暦は掛員之を用ひ、三等暦及び略暦は、廣く天下に頒行す、即ち今の制なり(倭訓采、類聚名物考、文藝類纂、法令全書、本邦天文暦道の沿革)

コヨミノチユウダン 暦中段 十二直のことないふ、

コヨミノハカセ 暦博士 「リヤクハカセ」を見よ、

コヨロヒ 小鎧 普通の鎧より小さきものを云ふ、別に一種あるにあらず、少年などの著るもの、大鎧に對しての稱、源平盛衰記義經院參の條に、蝶の圓の直垂に紫坐姫の小宵は武藏國住人河越太郎重頼が子息に小太郎重房生年十六歳と云ふ」と見えたり、

コラ 子良 伊勢大神宮に奉仕する小女を云ふ、神樂、又御饌調進の事を掌る、俗に子良子とも、御子良子とも云ふ、其父を大物忌父と稱す、延喜式に物忌九人(童男一人、童女八人)父九人とあれば、この物忌は後の子良なるべし、子良の字は、西宮記伊氏人の女兒、月經未通の者を撰び奏聞を經て勅許を蒙りてこの職に居へ、經通するを以て任限とすと云ふ、其間宮を出です、二十二社註式によれば、内宮には子良十人(童三人、女七人)外宮には子良四人ありしこと見えたり(神道名目類聚抄、倭訓采、五鈴遣書、伊勢名所圖會)

ゴラウチユウ 御老中 老中(ラウヂュウ)を見よ、

コラノコ 子良子 「コラ」を見よ、

コラノタチ 子良館 伊勢神宮にて神供を奉る殿ないふ、俗に神樂所と稱す、神宮の境内木柴垣の北、北の鳥居の左傍に在り(五鈴遣書)

ゴランバコ 御覽箱 「ランバコ」を見よ、
コリ 塙離 御そぎする事、又「コリをかくとも
こりなとるともいふ、古事記傳に、許理は川障の約な
り、塙離の字をかくは非なり云々」、倭訓葉に、無誠
義經に、水能洗「塙離」と見えたり、されど「コリ」は香
の義、釋氏の香水より出たる詞なるべし、かくもかく
るの略語にや」と云へり、後鳥羽院熊野御幸記に、臨
時水をかきて以ニ景義一令レ祓了、又依レ有ニ所思ニ取レ潮
垢離かく、是臨時之事也云々」、著聞集神祇の條に、こ
リの水を獨りといみければ云々」とあり、
コリウ 古流 松鹿齋安藤涼宇の創めたる生
花の流派、初め鹿雲國師より出たりと云へど、傳統
詳かならず、相阿彌より谷川延芳、谷川延林、春木三
塵に傳へ、其門人安藤涼宇に至り、始めて此名を起
せり、「イケバナ」參看、
ゴリウギ 御流義 柳生流の劍術を稱してい
ふ別名、柳生氏は代々徳川將軍の劍術師範家たるを
以て此名あり、「ヤギフリウ」參看(擊錦叢談)
ゴリン 五輪 天竺にて地水火風空をいふ、唐
土にていふ五行のこと、また卒塔婆を五重の石にて
築き、この五輪に象りたるものといふ、而して卒塔
婆の一なる五輪は、其形最頂を如意珠形と爲し、高
さ凡そ六寸、空に象り、次を半月とし、高さ凡そ七
寸、風に象り、次を三角とし、高さ凡そ七寸、火を象
り、次を圓形とし、高さ凡そ九寸、水を象り、次を方
形の石面に梵文一字を刻し、地に象りたる方形の臺
石へは年號其他を刻みたり、此様式の卒塔婆の我國
に行はれしは、何時代たるかを詳かにせずと雖も、帝
陵に就きて之を見れば、光孝天皇の陵をはじめとし、
令泉高倉の諸天皇みな此種の卒塔婆を置き、
之に就きて之を見れば、光孝天皇の陵をはじめとし、

日また暦法新書十六巻を大成して奏進せり、越えて十九日改暦して之を頒布し、暦元を改め、名を寶暦^{（天保）}、甲戌元暦（ホウレキレキ）と賜ふ、明和二年幕府は天文臺を牛込に建て、新暦調所を其内に設く、吉田四郎之に長たり、後ち天明二年五月、天文臺を淺草に移すに及び、新暦調所を廢す、此の如くにして寶暦曆を用ふる事四十餘年にして、寛政中に至り、暦日天度に先つ事幾ど三刻に及べり、同七年幕府即ち高橋作左衛門・至時を擧げて天文官と爲し、改暦を司らしむ、滝川秀升、山路徳風、吉田親貢等亦之に與る、至時命を奉じて古今諸暦の精粗を考へ、清の暦象考成に基きて、暦法新書八巻を作り、之を陰陽頭安部泰榮に進む、泰榮之を上奏し、寛政十年改暦を行ひ、名を寛政戊午元暦（クワシンセイレキ）と賜ふ、然るに其後四十年にして、時暦また二刻を差へり、因て改暦の議あり、天保十二年の冬、滝川景佑、山路階季等に命じて新暦を議せしむ、吉田四郎三郎、足立信頭、小出修善等之に與る、景佑等極力精究して、新法暦書九巻を作り、翌十三年四月京都に齋し、安部晴親の校閲を受く、九月陰陽頭阿部晴雄之を進獻す、乃ち改暦を行ひて之を頒布し、名を天保壬寅元暦（テンボレキ）と賜ふ、明治維新の際、諸國より暦術家を京都に召し、暦法を議せしめ、且つ官より頒暦せしむ、同四年大學に暦局を置き後ち文部省に移す、五年十二月三日を六年一月一日と定め、西洋諸國の暦法を施行し以て今日に至る、之を太陽暦といふ、世に之を新暦と稱し、爾來行はれたる暦を舊暦（太陰暦なり）といふ、今便宜の爲め暦の沿革を表にして示せば下のことし

七曜御暦正月一日、候ニ承明門外ことあり、斯くの如くして、察に達むるは、陰陽察式に、凡暦本道ノ察、具注御暦、八月一日、七曜御暦十二月十一日、頭暦六月二十一日、並爲二期限」と見えたたり、而して中古暦には、具注暦と七曜暦との二種あり、共に巻本にて、具注暦に、假字本あり、當時板行の事稀なりければ、皆譲寫して之を傳ふ、而して具注暦とは、暦に日の吉凶、其外忌諱日記等の事を具注したる故に名づく、別に具注暦なる暦あるにあらず、藤原時代以後天皇公卿以下は具注暦の經白に日記を書き、記事多くして餘白なき時は、裏又は別に記したり、日記に裏書又は別記と稱するは是れなり、今現存せるもの少からずと雖も、今其一例として、其體裁挿圖に示すが如し、七曜暦は世に存せざるが故に未詳なりと雖も、公事根源に、「七曜の御暦をば、中務省より奉る、日月火水木金土、此七曜を注したるよのつねのこよみ也」といへれば、其大體は知らるべし○暦本の頃行は從來土御門家に於て編成し、加藤家之に中下段の吉凶を注記して完成し、奏達を経たる後、大經師蜂屋内匠に授けて頃行せしめしが貞享改暦以後は、作暦の責權全く關東に移り、幕府の暦官に於て推步編成し、京都に回送して、土御門家其中下段を注し、爾後之を暦師に下して開版せしめたり、而して江戸暦は、古くは二十餘人の暦屋ありて、毎歲京都暦によりて之を開版せしと雖も、元祿十年に至り、暦屋の數を減少し、講形屋小兵衛、伊勢屋文之助、近江屋新八等十一人を以て暦屋と定めたり、暦の原書は、毎年八月幕府の天文方より、新暦七卷を京都に上り、土御門家は、其開版七部を、町奉行を経て、町年寄に下附し、町年寄は、また其中二卷を残しおきて原本とし、五卷を暦屋に下げ渡したり、暦屋は之を折暦、綴暦(大小二種)柱暦

參奉人と云ふ事、料ははからふと訓みて、内所の支
どもを取計ふ故也、今時人の娘の事を御料とも御料
人とも云ふ人あり、あやまりなり」と云へるは蓋さ
るが如し(安齋源萬、瓦砾雜考、橋庵隨筆)

コレタカシンワウ 惟喬親王

野宮と稱す、又水無瀬宮、或は木原親王と稱す
文德天皇の皇子、母は紀靜子、名虎の女ミタマ文德
天皇深く惟喬を愛す、時に清和天皇太子として幼冲
・なり、天皇因りて惟喬を立て、儲貳と爲し、以て清和
天皇の長するを待たんと欲したれども、外祖藤原良
房を憚りて遂に果さず、天安元年四品に叙し、二年
太宰帥となる、貞觀五年彈正尹となり、六年常陸太
守に轉じ、十四年上野太守に移る、是歲秋病により
て僧となる、十六年封六百戸を増す、惟喬固辭すれ
ども優詔許されず、寛平九年二月二十日薨す、年五
十四(三代實錄、伊勢物語闕疑鈔、大日本史)

コレムネウチ

御簾中 公卿大臣などの妻スダレ
を云ふ、常に簾の中に居て、表向へ出て人に見えぬ
故なるべし(貞丈雜記)江戸時代には公家の外は、將
軍三家三卿の室に限りて此稱を用ひたり、



舌先の外稜までの間五寸六分あるを云ふ、鑑を作るに五寸六分を定法とする故なり、故に舊は總て鐵鑑木鑑に限らず云ひしが 後世は鐵鑑をカナアブミと云ひて、木鑑をのみ五六掛鑑と云ふに至れり、一説

四〇六

以て、屋根を葺きたるが故の名なり、按するに、石器時代住民に關しては二説あり、一は小金井博士がアイヌ族なりと主唱するもの、一は坪井理學博士がコロボツクリ族なりと主唱するものにて、未だ定論を見ざるに似たり、而して坪井博士の説は、今日一般に行はるゝが故に、暫く之に從て其大要を擧ぐ、もし詳細の事を知らんとせば、東京人類學會雜誌所載の各論、並に小金井博士の「日本石器時代の住民」に就きて見るべし、日本石器時代人民は幾種族なりしかは、容易に知る事能はされども、北海道と本州の大部分とに、分無體息せしものは一種族たりし事、種々の點に於て遺物の一一致するを以て知るを得、換言すれば或る一種族の石器時代人民、日本の大部分に通じて生存し居りしなり、而して此主要なる石器時代人民は何者なりしか考ふるに、我々日本人の祖先ならざる事は、遺物及び遺跡發見の人骨の對照に由りて知るを得べく、またアイヌの祖先ならざる事も、骨骼及び風俗の比較に由りて知るを得べし、此人民に關する史傳口碑は、日本人の間には存する事なしと雖も、アイヌの間には、諸部落に於て幾分か宛存したり、今其要點を擧ぐれば、昔アイヌの日本本州より北海道の地に移り來りし時、既にアイヌに先ちて此地に鬱郁無き人民棲息し、住居は竪穴にして、屋根は主として蘚の葉を以て葺き、石製の利器、土製の鍋碗を使用したり、彼等は始めアイヌと平和の交際を爲し物品交換を行ひ居りしが、後十勝の地に於て争ひを生じ、アイヌに接近して住するを厭ひ、同類相率ゐて漸次北の方に移り住けり、彼等は一種輕き物質を以て造れる舟を有し、陸上にては之を荷ひて歩み、水上にては之を浮べて乗れり、アイヌ女子の入れ墨は彼等の女子の風を學びたるなりといふにあ

三

り、蓋し北海道先住者の稱呼に付きては、アイヌの興
へたる綽名の他知るに由無し、アイヌは先住者を呼
ぶに種々の名を以てしたれども、就中記憶し易く發
音し易きはコロボツクルと云ふ稱なり、アイヌ語に
て薺の下の人の義、彼の地に產する大なる薺の葉を
以て屋根を葺きたるが故に此名有り（本州居住の者
も便宜上此名を以て呼ぶべし）而して、コロボツクル
繁盛の時代は今を距ると凡三千年と假定せらる。
其遺跡は北海道に於ては比較的に新しと雖も、本州
に於ては甚だ古き事、貝塚と現今之海岸線との距離、
遺物を覆ふ土の厚さ、貝塚發見の貝殻と現在貝殻と
の相異等に由りて推知するを得、なほ彼等は元來何
れの地方より日本の地に入り込みたるか、今之を明
言する事甚だ困難なりと雖も、北海道と本州との古
物遺跡を對照して、其新古に由りて判断するに、彼
等は最近の移住に於て南方より北方に向ひし事更に
疑ひ無し、また其體質に付きては、推考の根據とす
べきもの甚だ少し、男子を摸したらんと思はる、土
偶に、繊髣を示したるもの無き事、貝塚發見の人類
脛骨極めて圓平なる事、及び貝塚發見の人類頸骨顎
齒を有する事の他、實物に付きては何事をも知ると
能はざれども、其風俗はアイヌ間に存する口碑に由
りても幾分か窺ひ知るを得、更に古物遺跡を基礎と
する時は更に精く追想するを得るなり、彼等が筒袖
を著、股引を穿ちし事、男女の服裝に稍異なる所有り
し事、結髣の様々なりし事、男子の遮光器を用ひ、女
子の覆面を用ひし事等は土偶を以て證すべく、鳥獸
魚介の肉を食ひ、時としては人肉をも食ひし事、火
食の法を知り居りし事等は貝塚發見の貝殻、骨類及
び灰、焼ケ木等を以て證すべく、また其住居が、少く
とも北海道に於ては、地を掘り回ましたる、即ち堅

三三六

穴なりし事は、彼の地に存する遺跡を以て證すべく、
究に由りて知るを得べきなり、而して其遺物の比較研
究等は北海道の地に於て絶滅せしか、或は更に北方に
移りて今尙ほ其血統を存するかは、極めて重要な問
題なれども、材料不足にして確答を下すを能はず、但
しコロボツクルに最も好く似たる人民は何所に現存
するかとの間びに對しては、北亞米利加の北端及び
グリーンランドと答ふるを得べし、是等の地方に住
するエスキモー（自稱に隨へばインスート）の容貌風
俗はアイヌ間の口碑と、古物遺跡とに由りて推測さ
れたるコロボツクルのものと誠に好く類似せり、コ
ロボツクルとエスキモーとの一致の點中殊に趣味あ
るものを擧ぐれば、男子鬚髯無く女子と容貌を等う
す、女子入れ墨を以て身を飾る、男子遮光器を用ひ、
男女共筒袖股引を著す、男子の服は胸の部開く事短
く、女子の服は胸の部開く事長し、利器の原料とし
ては石、及び獸骨獸牙の類を用ふ、小人形を造る、漁
業に船を用ふ、住居の敷を掘り回む、軽くして荷ひ
易き船を有する等とす、然れども相異の點も亦珍な
からず、甲は種々の土器を造れども乙は更に造る事
無し、甲は唐草の如く連續せる模様を好みども乙は
之を好みず、甲の製作品中には繪と名づくべきもの
殆ど皆無なれども、乙の製作品中には其例決して稀
ならず、甲は種々の織物編み物を有すればども乙は之
を有せず、要するに此兩者の關係たるや約言すれば
左の如し、エスキモーは最も好くコロボツクルに似
たる人民なり、然れども總ての點に於て同様なるに
はあらず、未だエスキモーを以て純然たるコロボツ
クルの後裔とは斷定すべからず、或はコロボツクル
と他種族と混交してエスキモーを生じたるかも知る

て、平泉等の地を略し

足利義兼、千葉胤正之を攻めて討破し
モモガハノウチ 衣川館

改めて討破したりき。

也、俱に朝日に行はるゝ式也、草庵集に、ぬきかふる曲のつゝれつらが、こなして、一主二三

僕の夢相果して如何なりしが未だ明言すること能はずと雖も、本州、北海道、其東北に横はる諸島、北亞米利加の北端、クリーンランド、地理學的に連接して彼我交通の途有るを思へば、兩者の間に何等かの親密なる關係の存すべきは實に疑を容れざるなり、且塙（カヒヅカ）並に其孫國參看（石器時代總論要領）

但の關係相果して如何なりしか未だ明言すること能はずと雖も、本州、北濱道、其東北に横はる諸島、北亞米利加の北端、クリーンランド、地理學的に連接して彼我交通の途有るを思へば、兩者の間に何等かの親密なる關係の存すべきは實に疑を容れざるなり、貝塚（カヒヅカ）並に其掃聞參看（石器時代總論要領）

コロモガハノサク 衣川柵 陸中國

贈澤郡衣川村大字下衣川に舊址あり 史原沿革 桓武天皇延暦八年蝦夷を征せし時、征東將軍の奏狀に、從三玉造塞、至三衣川營、四日、齋重受納二ヶ日」とあれば、此の頃既に兵士の居柵ありしこと明なり、然れども其跡詳かならず、其後ち安倍貞任築きて居城とす、康平中叛して貢租を納めず、源賴義之を討すれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を陥れたり、後ち荒廢したること吾妻鏡に委しく見えたり、同書文治五年九月二十七日の條に、「二品歴」覽安倍賴時（本名賴義也）衣河遺跡、郭土空殘、秋草錄兮數十町、礎石何在、舊苔埋兮百餘年、賴時掠領國郡之昔、點此所構家屋、男子者、井殿富目、厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上八人男女宅並レ管、耶從等屋閨門、西界於白河關、爲二十餘日行程、東據於外濱乎、又十餘日、當其中央、遙開二闕門、名曰「衣闌」、宛如函谷、左鄰高山、右顧長途、南北同連峯嶺、產業亦兼海陸、三十餘里之際、並植櫻樹、至于四五月、殘雪無消、仍號駒形嶺、雖有流河、而落于南、是北土河也、衣河自北流、峰而

四四

四〇九

卷之三

の一種、其社寺は熊野社、祇園社、高野山、駿河浅間社、奈良大佛殿、同二月堂、那智権現、備前西大寺及び其他なほ數多に及ぶ、牛王の儀に就きては(一)生土の二字にて、生の字の下なる一の画が、土の字の上に付きたるを見誤りて、變じたるなり(二)牛玉の誤にて、牛玉は牛寶なり、肝臍の間に生じ、甚だ得難きものなれば、符文に用ひたるなるべし(三)牛黃なり、即ち藥中至貴のものとす(四)佛の異名なり(五)牛頭大王の義なり等の說ありて詳かならざれども、蓋し佛說に基きたるものに似たり、猶寺院にありては、眞言宗のそれに多きより考ふれば、或は其宗における祈禱の札より出でたるものにして、轉じて神社にも及びたるものなるべきか、暫く記して疑を存す印文

コワウ

るあり、熊野社よりは鳥點(鳥七十五隻を以て文字な爲す、鳥は熊野の神使なりと信ぜらる)を用ひ、熊野御寶印と書したるあり、なほ此外單に牛王寶印、牛玉寶印など記したる物

南無頂上佛面慈度病
二月堂
南無最上佛面願滿足

ありといへり、なほ其多くは木版にて印刷したるものに係る、肉筆を用ひたるものもなきにあらざれども、極めて稀なり、また牛王を出したる寺社にありては、之を以て重なる取扱と爲す

源平盛衰

及び其他諸種あり、

また奈良二月堂より

は上のことを印文を

認めて出したること

は、和氣朝臣清麿作長久祈願の爲め創設せし所にして、初め神願寺と云ふ、後僧空海此寺に入り、淳和天皇の朝、神護國祚寺と改め、僧文覺此寺に入り荒廢を起し、本寺創立の功と、無比の忠烈を追敬し、護法神として祠を建て、公の靈を祀る、或は云、神龜子るや此山に葬ると、孝明天皇嘉永四年三月正一位護王大明神の神號を賜ふ、明治七年十二月別格官幣社に列し、同十九年十一月三日今地に遷座す、祭日四月四日(平安通志)

記載述起諸事の後に熊野の牛王の裏に、起請文を書き送すとあるは、蓋し書に見えたるはじめなるべし、爾來引つゝきて諸書に見え、近代まで行はれたり、而して牛王本來の性質は國家の禍災、萬民の除疫の爲めに出したる符印即ち守り札なりしが、いつの頃よりか之に起請文を認むるの風を生じ(恐くは平安朝の末よりなるべし)、殊に熊野社のそれのごときは盛んに武人間の起請文に用ひられ、後世に至りては起請文は牛王に認むべきものなりと信ぜらるゝに至りしと雖も、當其主張たる神符としても行はれ、地方によりては、或は之を門戸に貼付し、或は神壇佛壇に祭る等のこともあり、而して起請文と干聯したることは、「キシナウモ」の條に述べたれば、其條に就きて、本文並に挿圖參看(和漢三才圖會高野山文書、貞文題記、坂東觀音靈跡記、日本宗教風俗志)

ゴワウノジンジヤ 護王神社

城陽京都市上京橋西町○現今別格官幣社

氣清麿(アキノキヨマロ)參看

由歲月共に詳かならず、傳へ云ふ、高雄山神護國神社

明治四十一年七月十一日印
大正四年五月五日增訂發行
大正十四年三月十五日大增訂發行
大正十四年三月廿五日大增訂發行

第貳回

編纂者 文學博士 八代國治

印 刷 者 合 同

印 刷 所 東洋印刷株式會社



發賣所

東京市日本橋區數寄屋町六合館
名古屋市西區下長者町四丁目合資
大阪市東區北久太郎町四丁目合資
東京府下稟鴨町宮下國際美術書房
東京市京橋區鈴木町日用書房

3N - 32



製本所 塩川 兼三郎



終

